

令和4年度 事業報告

社会福祉法人 土佐希望の家

- ・土佐希望の家 医療福祉センター
- ・幡多希望の家 医療福祉センター

【社会福祉法人 土佐希望の家の理念】

社会福祉法人土佐希望の家は利用者の生命、人間としての尊厳、及び権利を尊重し、良質な医療と豊かな暮らしを提供します。

【幡多希望の家の理念】

私たちは、利用者の人格を重んじ、如何に障害が重くとも人としての成長・発達の可能性を信じ、その実現に努めます。

私たちは、家族的雰囲気大切に、笑顔を絶やさず、日々明るい生活を利用者と共に過ごします。

私たちは、第三者・利用者の心の声に、いつも謙虚に耳を傾け、日々の業務改善と資質の向上に努めます。

私たちは、この施設を地域の福祉資源として活かし、地域の発展に努めます。

【私たちの行動指針】（平成19年2月15日 土佐希望の家 職員一同）

私たちは、土佐希望の家の理念を実現するため、次のとおり行動することを誓約します。

- ① 人間としての基本的マナーを身につけるように努めます。
- ② 規則や時間を守ります。
- ③ 協調性を重んじて行動します。
- ④ 人に対して誠実であるように努めます。
- ⑤ 技術や知識の向上に努めます。
- ⑥ 反省心を持ち、謙虚であるように努めます。
- ⑦ 自発的に物事に取り組みます。

【2022年度の方針】

1. 理念・行動指針を徹底する。
 - ・土佐希望の家の理念及び私たちの行動指針を徹底し、土佐希望の家の職員としての誇りと責任をもって行動する。
2. 報告・連絡・相談を一層徹底する。
 - ・報告・連絡・相談を確実にし、情報の共有を徹底する。
3. 各種懸案事項に、合併による新たな組織体制で取り組む。
 - ・ガバナンスの確立（土佐・幡多「共通」）
 - ・医師確保（共通）
 - ・南海トラフ地震対策、狭隘化、老朽化への対策として、施設の移転改築（幡多希望の家）
 - ・職員のスキルアップ（研修計画の策定と実施）（共通）
 - ・在宅支援事業の在り方、展開（共通）
 - ・給与等、各種規程の見直し及び整備（共通）

目次

社会福祉法人土佐希望の家の理念

私たちの行動指針

2022年度の方針

第1章 法人・施設の概要

- 1-1 土佐希望の家 医療福祉センター・幡多希望の家 医療福祉センターの概要・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 社会福祉法人土佐希望の家 理事会・評議員会（実績）・・・・・・・・・・ 2

第2章 令和4年度事業実績

- 2-1 社会福祉法人土佐希望の家 令和4年度の取り組み状況・・・・・・・・・・ 5
- 2-2 法人本部及び企画部
 - 社会福祉法人土佐希望の家の今後のあり方について内部検討を進める。・・・・・・・・ 8
 - 不適切な行為等の発生を防止するとともに、より良いケアの実現に継続して取り組む。・・・・ 10
 - 新型コロナウイルスを含めた感染防止対策に取り組む。・・・・・・・・ 10
 - 災害対応の取組を充実させる。・・・・・・・・ 12
 - 安心して利用いただける施設づくり・・・・・・・・ 12
 - 人材確保と定着・・・・・・・・ 12
- 2-3 医務部・診療部
 - 薬剤科・・・・・・・・ 13
 - リハビリ科・・・・・・・・ 14
 - 検査科・・・・・・・・ 16
 - 栄養科・給食科・・・・・・・・ 18
- 2-4 看護生活支援部
 - 全体・・・・・・・・ 20
 - 看護課共通・・・・・・・・ 21
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟看護・・・・・・・・ 21
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟看護・・・・・・・・ 22
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟看護・・・・・・・・ 22
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 看護・・・・・・・・ 23
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 外来看護・・・・・・・・ 23
 - 生活支援課共通・・・・・・・・ 24
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟生活支援・・・・・・・・ 24
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟生活支援・・・・・・・・ 25
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟生活支援・・・・・・・・ 25
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援・・・・・・・・ 25
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援（病棟助手・家政）・・・・・・・・ 26
- 2-5 総務部
 - 土佐希望の家 医療福祉センター 総務課・・・・・・・・ 26
 - 幡多希望の家 医療福祉センター 総務課・・・・・・・・ 27
 - 総務課・施設管理課・・・・・・・・ 27
 - 庶務課・・・・・・・・ 28
- 2-6 土佐希望の家 医療福祉センター 在宅支援部・・・・・・・・ 28
- 2-7 幡多希望の家 医療福祉センター 在宅支援部・・・・・・・・ 31

第3章 令和4年度決算

- 3-1 令和4年度法人単位資金収支計算書及び事業活動計算書・・・・・・・・ 34

第4章 土佐希望の家 医療福祉センター・幡多希望の家 医療福祉センターの利用者状況等	
4-1 外来	40
4-2 入所	40
4-3 通所	42
第5章 法人・施設の沿革と新型コロナウイルス感染症の概要	
5-1 沿革	44
5-2 新型コロナウイルス感染症等の概要	47

第1章 法人・施設の概要

1-1 「土佐希望の家 医療福祉センター」及び「幡多希望の家 医療福祉センター」の概要

- 1) 施設の名称ならびに所在地：土佐希望の家 医療福祉センター〒783-0022 高知県南国市小籠 107 番地
 幡多希望の家 医療福祉センター〒788-0782 高知県宿毛市平田町中山 867 番地
- 2) 設置・経営主体：社会福祉法人 土佐希望の家 ① 〒783-0022 高知県南国市小籠 107 番地
 ② 〒788-0782 高知県宿毛市平田町中山 867 番地

3) 事業及び定員

●土佐希望の家 医療福祉センター

- ① 入所施設：医療型障害児入所施設・療養介護 定員 142 名（うち短期入所を 6 名で運用）
 ② 外来診療：小児科・内科・リハビリテーション科
 ③ 通所施設：生活介護 定員 20 名、
 放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援事業 定員 5 名（多機能型）
 ④ 在宅支援：相談支援事業、障害児等療育支援事業

●幡多希望の家 医療福祉センター

- ① 入所施設：医療型障害児入所施設・療養介護 定員 51 名（うち短期入所を 2 名で運用）
 ② 外来診療：小児科・内科・リハビリテーション科
 ③ 通所施設：生活介護 定員 10 名
 放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援事業（重心児）定員 5 名（多機能型）
 放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援事業（発達障害児）定員各 10 名
 （※児童発達支援センター）
 ④ 在宅支援：相談支援事業、障害児等療育支援事業

4) 職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

●土佐希望の家 医療福祉センター・幡多希望の家 医療福祉センター

	入所（短期入所含む）事業			在宅支援事業				
	土佐	幡多		土佐	幡多		土佐	幡多
医師	5 (28)	1 (9)	事務職員	9	5	看護師	2 (0)	1 (0)
			調理員	7 (9)	5 (0)			
薬剤師	1 (1)	1 (0)	車両員 管理員	2	0	准看護師	2 (0)	1 (1)
				0	1 (2)			
看護師	54	20	看護助手 病棟助手	3	0	生活支援員	9 (3)	8 (2)
准看護師	15 (1)	3 (0)		0	3			
PT	5	2	看護助手 病棟助手	3	0	【うち保育士】 児童指導員 保育士	【2】	【0】
OT	2	2		0	3			
ST	3	1	訓練助手	1	0	車両員	(2)	(1)
管理栄養士	1	1		0	3			
栄養士	3	2	家政員	4 (4)	1 (2)	相談支援専門員	3	1
臨床検査技師	2	1	事務当直員	(3)	(2)	相談支援員	0	1
生活支援員	64 (6)	19 (1)	環境整備員	2	0			
【うち保育士】	【19】	【2】	清掃員	0 (0)	2 (1)			
小計				183(52)	70(19)	小計	16(5)	17(4)
合計							199(57)	87(23)
総合計							286(80)	

括弧（ ）書きは非常勤職員数（外数）

5) 提供するサービス (両施設共通)

① 入所利用

- a) 入所利用：重複障害のある方々（重症心身障害児者）が生活しています。
- b) 短期入所：ご家庭の都合で一時的に介護することが難しくなったときなどに利用できます。

② 外来診療

- a) 外来診療：小児期に発症した心身疾患や育て方が難しいと感じられるお子さんなどを対象とした外来診療を行っています。
 - ・ 小児科、内科、リハビリテーション科があります。
 - ・ 重症心身障害（呼吸・運動機能・筋緊張のコントロールなど）
 - ・ 発達障害（知能・発達の支援、リハビリ、心理テスト、経過のフォローなど）
 - ・ 自閉症
 - ・ 栄養指導
 - ・ 摂食機能療法
 - ・ 身体障害者手帳及び車椅子や補装具の意見書、診断書の作成
- b) リハビリ訓練：発達に遅れや偏りのある子どもの訓練・指導と家族支援を行っています。

③ 通所利用

- a) 生活介護：日中の日常生活の支援を行っています。
- b) 放課後等デイサービス：就学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力向上のために必要な支援を行います。
- c) 児童発達支援：障害のある未就学児向けのデイサービスです。

④ 在宅支援

- a) 相談支援事業：地域で安心して生活していただくために必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。また、「サービス等利用計画」作成のほか、様々な相談対応を行っています。
- b) 保育所等訪問支援事業：障害児を受け入れている保育所等の職員への指導等を行っています。
- c) 障害児等療育支援事業：障害児及びその家族の地域生活を支援するため、専門の職員が指導や支援を行います。保育所や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

1-2 社会福祉法人土佐希望の家及び社会福祉法人幡多福祉会 理事会・評議員会

1) 理事会、評議員会等の実施及び議題等

① 理事会の開催状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

回	開催年月日	開催方法	議 題	報告事項
1	令和4年4月1日	決議の省略(書面)	社会福祉法人土佐希望の家 副理事長及び常務理事（総括）と常務理事（幡多）の選定について	
2	令和4年6月12日	対面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度事業報告について ・ 令和3年度決算について ・ 理事の辞任及び理事候補者の提案について ・ 評議員の辞任及び評議員候補者の提案について ・ 評議員選任・解任委員会運営規則の変更について ・ 経理規程の変更について ・ 令和4年度定時評議員会の招集について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について ・ 理事長専決の報告について ・ 正職員の採用、退職の状況について
3	令和4年7月1日	決議の省略(書面)	社会福祉法人土佐希望の家 常務理事（土佐）の選定について	
4	令和4年8月19日	決議の省略(書面) 令和4年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉充実計画について ・ 評議員の辞任及び評議員候補者の提案及び評議員選任・解任委員会を「決議の省略」により行うことについて ・ 令和4年度第2回評議員会の招集について 	
5	令和4年12月4日	対面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度補正予算について ・ 上半期事業執行及び収支状況報告並びに決算見込みについて ・ 幡多希望の家拠点区分の給与規程の改正について ・ 土佐希望の家拠点区分の運営規程の変更について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について ・ 土佐希望の家医療福祉センター1病棟・2病棟の大規模

			・令和4年度第3回評議員会の招集について	修繕工事について ・理事長専決の報告について
6	令和5年3月12日		・令和4年度補正予算について ・令和5年度事業計画及び収支予算について ・給与規程の一部改正（幡多の給与を土佐に統合）及び表彰規程（幡多）の改正について ・令和4年度第4回評議員会の招集について	・新型コロナウイルス感染症への対応について ・理事長専決の報告について

② 評議員会の開催状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

回	開催年月日	開催方法	議 題	報告事項
1	令和4年6月26日	対面開催	・令和3年度決算について ・理事の辞任及び理事の選任について	・令和3年度事業報告について ・評議員の辞任及び評議員の選任について ・評議員選任・解任委員会運営規則の変更について ・経理規程の変更について ・新型コロナウイルス感染症への対応について ・理事長専決の報告について 正職員の採用、退職の状況について
2	令和4年9月5日	決議の省略（書面） 令和4年9月28日	社会福祉充実計画について	評議員の辞任及び選任について
3	令和4年12月11日	対面開催	・令和4年度補正予算について ・事業執行及び収支状況報告並びに決算見込みについて ・幡多希望の家拠点区分の給与規程の改正について ・土佐希望の家拠点区分の運営規程の変更について	・新型コロナウイルス感染症への対応について ・土佐希望の家医療福祉センター1病棟・2病棟の大規模修繕工事について ・理事長専決の報告について
4	令和5年3月19日	対面開催	・令和4年度補正予算について ・令和5年度事業計画及び収支予算について ・給与規程の一部改正（幡多の給与を土佐に統合）及び表彰規程（幡多）の改正について	・新型コロナウイルス感染症への対応について ・理事長専決の報告について

③ 評議員選任・解任委員会の開催状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

回	開催年月日	開催方法	議 題
1	令和4年6月26日	対面開催	評議員の選任について
2	令和4年8月26日	決議の省略（書面） 令和4年8月31日	評議員の選任について

④ 役員等の選出等
理事

氏 名	選任・退任年月日	備 考	任 期
小椋 茂昭	令和4年4月1日	副理事長	令和4年4月1日から令和4年度事業にかかる 定時評議員会終結の時（令和5年6月）まで
小田切 泰禎		常務理事（総括）	
河原 敏郎		常務理事（幡多）	
島田 誠一	令和4年6月30日	辞任	
伊勢脇 精蔵 武政 友之			
福留 利也	令和4年7月1日	常務理事（土佐）	令和4年7月1日から令和4年度事業にかかる 定時評議員会終結の時（令和5年6月）まで

評議員

氏名	選任・退任年月日	備考	任期
山崎 理恵	令和4年6月30日	辞任	
福留 利也			
浜田 迪子			
森本 哲	令和4年7月1日	新任	令和4年7月1日から令和6年度事業にかかる定時評議員会終結の時（令和7年6月）まで
掛水 弘利	令和4年9月30日	辞任	
小松 典子	令和4年10月1日	新任	令和4年10月1日から令和6年度事業にかかる定時評議員会終結の時（令和7年6月）まで

評議員選任・解任委員

氏名	辞任年月日	備考	任期
中平 佳宏	令和4年6月30日	辞任	
坂本 真由美			

第2章 令和4年度事業実績

2-1 社会福祉法人土佐希望の家令和4年度に向けて（合併により、各種懸案事項を組織で対応する。）

1. ガバナンスの確立

社会福祉制度改革では、法人としてのガバナンスの強化が指摘されており、今回、幡多希望の家運営検討委員会で指摘された項目は、法人として十分な検討がなされないままに、責任の所在も明確にできなかったことが一因ではないかと思われます。

役職者には役割と責任が伴い、適切な運営には、職員にとって厳しいことも実行しなければなりません。これらのことを認識したうえで、合併後は、法人一丸となってガバナンスの再構築に取り組みます。

幡多希望の家医療福祉センター（以下「幡多希望の家」という。）では、毎月、定例の施設運営会（構成員：センター長、常務理事（幡多）、副施設長兼看護部長、総務課長）が行われ、翌日に幹部会（構成員：上記の施設運営会の構成員、看護科長、生活支援科長、在宅支援科長、相談支援科長）が行われて、組織としての決定事項や各部署の課題などについて協議を行ってきました。

令和4年度法人合併に伴い、幡多希望の家の両会議に常務理事（総括）が参加し、7月からは常務理事（土佐）も参加するようになりました。案件により土佐希望の家医療福祉センター（以下「土佐希望の家」という。）の関係部長も出席し、各事業に関する組織としての在り方や、個別事業への対応などについて協議し、適切な運営に努めました。

大幅な赤字（1千万円超）が続く、幡多の在宅支援の在り方については、喫緊の課題であり、重心施設としての在宅支援の機能・役割と赤字解消を果たすため、他施設との役割分担を含め、見直しが必要です。

これまでの事業内容と連年赤字に関する、組織としての判断・取り組みについて検証のうえ、赤字を最小限に留められるように、見直しを行ってまいります。

2. 医師確保

医師確保は重症児者施設、医療型施設の生命線で、医師確保ができなければ、施設は存続できません。このため、医師確保を最優先として、安定した運営の確立に取り組む必要があります。

幡多希望の家の安定した運営には、常勤医師2人体制が不可欠と考えられるため、令和5年度には常勤医師2人体制が実現できるよう、法人全体で医師確保に取り組みます。

幡多希望の家では、令和4年度末で、医師（半月泊まり込み勤務）1名が退職となりました。

昨年来から、年数回、勤務している県外の医師が、令和5年度から上記医師の後任の形態で勤務していただくことになりました。

2024（令和6）年から医療現場（医師）に関する働き方改革が実施されることから、医師の宿日直許可について、労働基準監督署の認可が必要となります。引き続き、県や医師会とともに手続きを進めます。

併せて、医師の働き方改革に適応した、常勤・非常勤の医師並びに日当直等の協力医の体制確保に向けて、法人全体で取り組んでまいります。

3. 施設の移転改築への取り組み

幡多希望の家は、平成9年の竣工以来23年経過しており、

①施設の老朽化と狭隘化が課題となっていること。

②地盤が軟弱で、過去にボーリング調査を行い、のり面補修等の工事を約1億円かけて行っており、その結果として、軟弱地盤であることは十分認識されていること。

③南海トラフ地震への対策は、避難が困難な入所型福祉施設は急務であること。

などから、できるだけ早期に移転改築が必要であると考えられます。

避難が難しい利用者の状況を最優先に考慮すると、まずは、移転先の適地の土地の確保に取り組み、改築経費の捻出と改築の実現に向け、計画的に取り組めます。

平田地区の小中学校の統合計画があるものの、その進捗は目処が立たない状況です。このため、他の移転先の情報収集に努め、複数の候補地について、周辺情報の収集と現地視察等を行ってきました。

並行して、移転先は、できれば公共的な土地が望まれますので、そうした候補地の有無も含めて、更に情報収集に努めているところです。また、現在地の最上段の駐車場は、地盤の状況によっては、移転候補地の一つになると考え、専門業者に地盤の確認をしたところ、①地下を山の谷水が流れていること、②埋め立て部分、その他の地盤ともに土砂がもろいこと、から、現在地での改築は適当でないことを再確認しました。

その他、金融機関から四万十市の土地について情報提供がありました。候補地については、引き続き、慎重に検討し、令和5年度中には一定の用途を立てたいと考えています。

4. 職員のスキルアップ【研修計画の策定と実施】

幡多希望の家は、施設創設 20 数年を経て、職員研修については、他の重症児者施設や障害者施設の職員研修の実態を踏まえて、日本重症心身障害福祉協会や高知県社会福祉協議会、高知県知的障害者福祉協会などの研修を利用しつつ、施設独自の研修も実施して、利用者支援の向上に努めてまいります。

合併を契機に、土佐希望の家で行っている、職種別・階層別の研修体系を両施設で共同実施するなど、効果的・効率的な研修体系の構築に取り組みます。

法人合併に伴い、合併法人の理念や施設の使命等を達成できる研修体系の構築に向けて、これまで土佐と幡多で独自に取り組んでいた研修体系を踏まえ、合同の研修委員会を立ち上げて、協議・検討を重ね（表 1）、職種別、経験・キャリア別等に応じてスキルを向上させていく「クリニカルラダー」を基本に、研修体系（骨子）を作成しました。

この研修体系に則り、これまで両施設独自に行っていた日本重症心身障害福祉協会や高知県社会福祉協議会、看護協会等の研修を整理するとともに、次年度は e ラーニングシステム（インターネット経由の学習形態）を導入して、効果的・効率的な研修体系の構築に努めてまいります。

また、研修が円滑に実施できるよう、看護・生活支援の役職者を対象に、直接処遇に係る制度管理、主な人員基準の理解等について、幡多で 2 回の研修を実施。（令和 4 年 12 月、令和 5 年 3 月）。

土佐においても、令和 5 年度に当該研修を実施する予定です。

令和 5 年度は、新たな研修体系に基づく職員研修を行うとともに、研修委員会での協議・修正等を通じて、利用者支援の向上に繋がる研修体系となるよう取り組んでまいります。

（表 1）

	令和4年度	令和5年度
主な会議	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事前調整・確認会議 2回 (R4.4月～6月) ◇ 研修委員会 5回 (R4.7月～R5.1月) 	2回/年以上 (初年度は必要に応じて開催)
開催場所	[土佐]3回 [幡多]4回	原則、交互開催
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 研修委員会の設置 (R4.7月1日) ◇ 社会福祉法人 土佐希望の家 研修委員会設置規程の制定 (R4.10月28日) ◇ 社会福祉法人 土佐希望の家 クリニカルラダーの制定 (R5.1月30日) ◇ R5年度よりeラーニングの導入(起案) (R5.2月14日/法人承認) <li style="padding-left: 20px;">※eラーニングを導入している2施設(土佐病院、南国病院)を見学 (R5.2月9日、14日) ●【参考】役職者研修を試行的に幡多で2回(令和4年12月、令和5年3月)実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">令和5年度より研修計画を開始</div> <p>・必要に応じて補正・修正等を行い、有効かつ円滑な研修計画に繋げる。</p>

5. 在宅支援事業の在り方、展開

在宅支援に関しては、費用対効果のみで考えるべきでなく、在宅支援のニーズと担うべき機関、赤字の程度と今後の見通しなど、その在り方については、事業ごとに、個別具体的に状況を把握して、組織として総合的に判断することが必要です。

今後の各事業のあり方については、現利用者への支援の継続を含め、関係市町村とも協議のうえ、法人として総合的に判断し、展開を検討していきます。

法人合併に伴い、法人全体としての在宅支援のあり方、今後の方向性について、検討を行うため、現場の基本的な考え方やこれまでの対応等について、協議・確認をいたしました。

【土佐】

令和 4 年度における在宅部門の状況は、新型コロナウイルス感染症による病棟閉鎖等（179 日）に伴い、短期入所の制限や通所事業の休所（生活介護 25 日、放課後等デイサービス・児童発達支援 24 日）を行いました。

併せて、利用者の利用制限（陽性者・濃厚接触者）や利用自粛、家族都合等により、利用実績は、短期入所は前年比△170 人日、生活介護は△464 人日、放課後等デイサービスは△82 人日、児童発達支援は一人の利用増で+102 人日となりました。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが 5 月に 2 類（結核等）から 5 類（季節性インフルエンザ等）に変更となりますので、利用の回復が見込まれます。利用ニーズに応じた在宅支援が提供できるよう取り組んでまいります。

相談支援については、2名の新規契約や市町村を含む行政機関、他の事業所等との連携を図りながら、内外の計画相談等に継続して対応しました。

医療的ケア児とご家族への支援を目的とする、県委託事業の「きぼうのわ」は、初めて医療的ケア児を受け入れる保育園や地元小学校などと連携して、延べ62名（+23名）の相談実績となりました。

令和4年度から、新たに医療的ケアの相談対応に、看護師（外来兼務）を配置しましたが、具体の相談はなく、体制の変更を県と協議してまいります。

今後とも医療機関や市町村、その他関係機関と連携して、医療的ケア児とご家族への支援の充実に努めてまいります。

【幡多】

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により、病棟31日間、短期入所38日間、生活介護21日間、重症児通園26日間、発達障害児支援24日間、事業の休止を行い、また、利用自粛も多く見られたところです。

このため、通所部門の赤字は1千万円を超える状況で、ここ数年でも数千万円の累積赤字となっており、移転改築を控えた施設経営への影響は大きく、この状況を一日も早く改善する必要があります。

重心児童通所の一日平均利用実績は0.84人で、3人の職員配置基準から、単独での採算ベースは見込めず、今後も厳しい見通しです。生活介護の大人（者）との一体的展開を検討してまいります。

発達障害児についても、採算ベースは見込めず、他の事業所も複数ありますので、役割分担が必要です。

令和4年度中にも、こうした通所の実態と今後の現実的な見込みを踏まえて、事業のあり方を検討し、組織として継続・統合・休止等を判断すべきと考えていましたが、見直しには至っていません。

第4章資料のとおり、人口の少ない幡多地域で、重心の大人（者）と子ども（児）の事業所を別にし、採算ベースに乗らない発達障害との3つの事業所で、6つの事業を展開しており、各事業の利用者数は少ない中で、事業ごとの人員配置基準は満たす必要がありますので、収入に対し、経費（人件費等）が超過している実状です。また、利用者確保のため、四万十町大正や四万十市西土佐など、遠距離の送迎も実施しており、施設で5時間以上の滞在利用の基準、送迎の費用対効果などの検証も必要となっています。

このため、令和5年度は、利用状況を毎月確認し、資料のとおり、複数事業の一体化、採算が見込めない事業の他事業所との役割分担、などについて検討・実施し、採算ベースの事業展開に努めてまいります。

6. 給与等、各種規程の見直し及び整備

現在の幡多希望の家の給与規程は、法人の業績や人事考課等を反映させる仕組みとなっていますが、人事考課は未実施で、見直しが必要となっています。

また、手当は国家資格等に関係のないものがあり、手当のあり方、見直し等も指摘されています。

このため、法人全体での給与・手当のあり方、統一に向けた検討を行い、適切な規定の整備に取り組みます。なお、給与等の見直しにあたっては、職員への影響を考慮し、十分な説明を行うとともに、一定期間をかけるなど、慎重な対応が必要であると考えています。

令和4年度中に幡多の職員の給与を、次のとおり見直しました。

①正職員の給与規程を統合し、土佐との統合一元化を図る（令和5年度施行、3か年で統合一元化）

②具体的には、土佐の給与規程に基づき、幡多の正職員の基本給の格付け（前歴換算）を行い、令和5年度から3年間かけて、土佐の給与水準に統合（住宅・扶養・通勤手当及び変動手当は、地域状況踏まえ一定期間据置）するとともに、55歳昇給停止を導入。

③継続雇用職員の給与体系を土佐に統合

④表彰規程の改正（永年勤続特休の副賞を特別休暇に変更など）

今回の給与の見直しを検討する中で、幹部職員に厚く、現場職員の基本給は低い傾向にある給与体系を、国家資格等に基づかない種々の手当を支給することで、一部調整している状況が窺えました。

このため、基本給は、幡多より高い土佐に、財源面から3か年かけて統合し、手当は国家資格等に基づく土佐の規程をそのまま適用することとしました。

また、令和4年度以前に入職した臨時・パート職員は、現給保障の考え方に基づき、従前の幡多の規程の額を補償し、令和5年度以降に入職した臨時・パート職員は、土佐の規程を適用することとしました。

今回の給与の見直しにより、職員募集において、職員の口コミもあって、一部効果があらわれています。引き続き、就業規則等の統合に向けて、調整を図ってまいります。

2-2 法人本部及び企画部

1. 社会福祉法人土佐希望の家の今後のあり方について検討を進める。

●【土佐希望の家医療福祉センター、幡多希望の家医療福祉センター 共通】

1. 医療的ケアの必要な障害児者とその家族への支援の強化
高知県の「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター設置委託」の受託
 - ① 在宅の重症児者とその家族のニーズ把握
 - ② 訪問診療、訪問看護の検討
 - ③ 発達障害児支援等についての検討
2. 医療的ケア児支援センター事業による在宅重症児者の実態とニーズの把握、県等とのネットワークの強化
入所待機者の把握に努め、両施設での受入れが柔軟にできるよう、施設間の連携強化に努める。
 - ① 入所者の出身地を考慮した施設間の移動（転入及び転出）
 - ② 入所希望者の受入れの柔軟な対応（①の弾力的運用等）
 - ③ 緊急な入所案件への柔軟な対応（措置等の緊急案件の受入れとショートステイ枠の調整等）
3. 土地の確保に取り組む
 - ① 土佐希望の家医療福祉センターの狭隘化及び老朽化、新たな事業展開を見据え、周辺の土地確保のため情報収集を行い、アプローチを行う。
 - ② 幡多希望の家医療福祉センターの軟弱地盤から移転・改築を目指し、土地確保に努める。

【土佐】

令和3年度県から受託した、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」については、令和4年度から看護師を配置（週2日程度）することで、医療面での不安等にも対応できる体制となり、今まで以上に在宅の重症児者とその家族のニーズ把握に向け、訪問などに取り組みました。

コロナ感染の状況に伴い医療的ケアのある児者宅への訪問は、困難な状況もありましたが、訪問、来所、電話、会議等への出席等を含め、表2のとおり相談件数は62件となっています。

(表2)

	令和4年										令和5年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
相談件数	5	7	6	3	1	4	3	8	8	4	4	9	62	

また、相談内容としては、虐待ケースへの介入（1名/延べ6回）や保育所を利用している医療的ケア児の保育所訪問（1名/延べ19回）、医療的ケア者の社会的入院受け入れ先を、医療的ケア児等コーディネーターと探す（1名/延べ43回）、他県医療機関からの退院支援（1名/延べ18回）、初めて医療的ケア児を受け入れる保育所や地元小学校への入学に向けた関係者との連絡調整（3名/延べ46回）等がありました。

今後も訪問診療、訪問看護、福祉サービス等のニーズを含め、医療的ケア児等への訪問等による状況把握と在宅生活の支援に努めてまいります。

発達障害児支援等については、令和4年度は当センターで発生したクラスター（3回）や職員の新型コロナ罹患時の行動（就業）制限などから、延1,379人で、前年度と比べ△372人の減となりました。

新型コロナの感染症の取り扱いが、令和5年5月8日からは、2類相当から5類相当になること、また、コロナ前平成29年度より毎年増加傾向であったこと、などから、令和5年度年度は、ニーズが一定回復すると見込まれますので、継続して発達障害児支援等に取り組んでまいります。

土地の確保については、施設の狭隘化による移転改築が課題であり、近隣適地の確保に引き続き努めるとともに、令和5年度事業計画に新棟（1・2病棟）の大規模修繕工事を計画しており、施設全体の敷地の有効活用を検討してまいります。

【幡多】

相談支援事業を中心に、相談部門において、幡多地域で生活する障害児者、医療的ケア児の把握を行うとともに、年1回以上の本人・家族へのモニタリングを行いました。

平成25年より児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業を行っており、特に今年度は未就学児のニーズ把握、支援を強化し事業継続していますが、コロナで利用は少ない状況です。

通所は多額の赤字が続いており、記述のとおり、令和5年度は毎月の利用実績を踏まえ、採算ベースへの見直しを検討してまいります。

土地の確保については、2-1で記述のとおり、公共的用地を含め、いくつかの候補地について慎重に検討するとともに、現有地内での移転改築は適当でないことを確認しました。

●【幡多希望の家 医療福祉センター】

拠点区分事業所としての健全経営に向けた取り組みの推進

1. 幡多希望の家運営改善計画における諸課題への取り組み

(法人本部と協議のうえ、優先順位をつけて運営改善計画への取り組みを行っていく。)

2. 県や地域とのネットワークの強化を図り、入所ニーズの把握に努める。

3. 法人の諸規程に沿った適切な事務処理の徹底、組織としてのガバナンスの強化、内部統制の強化を図る。

4. 幹部職員の事業活動（法人運営）への参画と強化を図る（運営会議、幹部会など）。

5. 入所及び通所の利用者の見通しと継続性を踏まえた事業活動と経営分析を行い、安定した経営を目指す。

・前記2-1●令和4年度の取り組み（答申書を受けての具体的取り組み）と合わせて、法人全体で取り組む

1 毎月第一木曜日を基本に、法人本部より法人総括常務理事・土佐担当常務理事出席のもと、幡多希望の家において「運営会議」を開催、幡多においては、施設長・副施設長・幡多担当常務理事出席により、その都度、情報共有に努めながら諸課題について協議・意見交換し、職員への周知や取り組み等行ってきました。

赤字解消に向けては、過去には47名前後の入所者数で推移していた実績が、令和2年度に措置児童1名の途中入所により、以後49名の入所者を確保できており、人員配置基準の見直しと相まって令和2年度からは法人全体では黒字に転換しています。

通所部門については、新型コロナウイルス感染拡大による休園、利用制限、利用自粛等も度重なり、利用減による赤字幅が拡大している状況です。

また、更なる医師確保をはじめ、配置基準としている職員数についても看護師や生活支援員等の確保が難しくなっており、いずれの部署も人員配置に余力がなく、事業によっては法定基準を下回ることも懸念される状況にあります。

医師確保については、次年度より新たに1名の非常勤医師を確保することができたほか、将来的には常勤医としての内諾が得られているところです。その一方で、長年支援を受けてきた非常勤医師1名が、令和4年度限りで、高齢等のため退職されたため、医師の増員にはなっていません。

2 入所ニーズの把握については、県の入所調整会議での情報共有のほか、施設での相談支援等を通じたネットワークの強化に努めてきました。その結果、令和5年度から新たに1名の入所が予定されています

3及び4 毎月第一月曜日の運営会議を踏まえ、翌日開催の「幹部会（幡多：施設長・副施設長・幡多担当常務理事・各科（課）長）」において、法人本部より総括常務理事・土佐担当常務出席のもと、諸課題等についての周知及び意見交換を行い、内部統制の強化等に努めてきました。

5 入所については、現在49名の利用となっていますが、待機者は1名と、その後の利用見通しは立っていないことから、通所利用者には、将来的な入所利用先として繋がるよう、関係性の構築に努め、相談支援等を通じた利用者の状況把握に努めてきました。

通所については、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で休園、利用制限、利用自粛が重なるなどしたため、運営的には赤字幅が拡大しており、利用者のニーズ把握と経営状況に注視しながら、記述のとおり、適切な運営を目指して見直しを行っていく必要があります。

2. 不適切な行為等の発生を防止するとともに、より良いケアの実現に継続して取り組む。

(平成30年度から継続)

●【土佐希望の家 医療福祉センター】

- ・ 虐待防止委員会を継続して開催するとともに、令和3年度に実施した虐待防止チェックリストの集計結果や「いいケアしよう事例集」等を活用し、日ごろの職場での研修（OJT）を通じて、「不適切な行為の発生防止」と「より良いケアの実現」に継続して取り組む。

当センターは、不適切な行為等の発生を防止するとともに、より良いケアの実現に取り組むことを目的に、虐待防止委員会のもと、平成30年に「いいケアしよう会」を設置し、職員の虐待に関する理解・認識と、適切なケア方法の実践、などの取り組みを行っています。

今年度の「いいケアしよう会」の取り組みは、9月を除き（3病棟の病棟クラスター発生のため中止）11回開催しました。

また、昨年度から引き続きの事例検討や、不適切と断定できない事例（1件）、実習生から私だったら嫌だなと感じる事例（1例）等について、虐待防止委員会、病棟会、グループ会等を通じて協議・検討等を行い、職員の虐待に関する理解・認識等と、適切な対応やケア方法の周知徹底に努めました。

いいケアしよう会の取り組みの基本である、笑顔をユニフォームに利用者への声かけや職員間のコミュニケーションを図りながら、利用者や家族、職員等が「いいね！」と共感できる場面の創出については、継続して取り組むことができました。

虐待防止委員会については、令和4年より設置が義務化されたことから、厚労省から示された「手引き」を基に、土佐希望の家「虐待防止規程」「虐待防止委員会運営要綱」「虐待防止規程の概要」等の見直しを行い、入所・通所の保護者（各1人）、第三者（外部有識者2人）、センター長を含む施設内委員で構成する、総勢22名の虐待防止委員会を改めて設置し、クラスターの9月を除き、毎月委員会を開催しました。

また、昨年と同様に「職員セルフチェック」を全職員対象に実施（212人/216人中：回答率98.1%）し、集計結果は、それぞれの部門・部署における「強み」や「課題」等を含めて、利用者支援の改善等に活用することで、より良いケアの向上に繋げました。

併せて、同一者の複数回の急性硬膜下血腫の事例について、虐待防止委員会で協議・検討を行いました。

この事例については、同一者に原因が特定できない2回（令和4年6月28日、令和5年2月23日）の硬膜下血腫が確認され、病院からの通報で、南国警察署による職員への聞き取り調査や照会文書への回答（2回）、また、行政機関（高知県・高知市）への報告など、適切な対応に努めたところです。

その後、関係機関の調査はありませんが、再発防止に向けて、支援内容の見直しに努めています。

また、令和3年8月23日に骨折した事例に関する高知市の調査（3障福第5443号、3障福第5773号、4障福第543号）については、令和4年9月29日（4障福第2788号）の結果通知では、「虐待との判断はできないが、虐待でないとも判断できない（要約）」となっています。

今後とも、虐待が疑われる事案については、虐待防止委員会での検証・協議等を含め、適切な対応に継続して取り組んでまいります。

3. 新型コロナウイルスを含めた感染防止対策に取り組む。

●【土佐希望の家 医療福祉センター】

1. 院内感染対策委員会等を通じ、新型コロナウイルス等の感染防止対策の徹底を図ると共に、感染症発生時は適正かつ迅速に対応する。
2. ワクチン接種について、行政、医師会等と連携し、迅速かつ的確な対応（協力）に努める。

1. 令和4年における新型コロナ感染症の状況は、全国的に第6波（6月頃より）から第8波が猛威を振るい、特に第7波（8月頃より）における高知県の状況は7月29日から9月16日まで特別警戒が発出され、8月には県内の新規感染者数が連日千人を超える状況で、高知県の各種医療機関や施設等でクラスターの発生が確認される状況でした。

こうした状況のなか、当センターにおいては、院内感染対策委員会（定例：12回、臨時：19回/計31回）を通じ、職員の行動制限や施設内への人流規制、3密回避やマスクの着用徹底、早期に抗原検査（延418件/出勤時検査除く）やNEAR法（延1,021件）のスクリーニング検査が実施できるように、体制の見直しなどを行い感染防止対策の強化・徹底に取り組みました。しかし、新型コロナ感染症を回避することはできず、令和4年度は入所系で計3回のクラスター（詳細は、表3に記載）が発生しました。

感染が確認された入所者は延べ49人で、クラスター発生時を含め重症化や他病棟へ感染拡大をすることはなく、感染が確認された全ての利用者は、施設内療養（11日間から23日間）で対応することができました。

また、職員については、計83人の感染が確認され、1人がホテル療養をしましたが、それ以外の職員は、利用者と同様に重症化は確認されず、自宅療養で対応することができました。

そして、クラスター発生時には、通所事業所の職員の病棟への応援を行い、基本的なケア体制の保持ができました。

(表3)

クラスター	対象病棟	療養期間(施設内)	罹患状況			備考
			利用者	職員		
				看護師	生活支援	
1回目(第6波)	1病棟	R4.6/2~6/25	15.5%(6人/39人)	45.1%(6人/13人)	16.6%(4人/24人)	単独発生
2回目(第7波)	3病棟	R4.8/31~9/22	75.5%(34人/45人)	64.2%(9人/14人)	68.9%(20人/29人)	単独発生
3回目(第8波)	2病棟	R4.12/30~R5.1/10	2.0%(1人/50人)	8.3%(3人/36人)	0%	同時発生
	3病棟	R5.1/3~1/20	15.2%(7人/46人)	14.3%(2人/14人)	0%	

新型コロナウイルス感染症に伴う人員基準上の取り扱いについては、主に2病棟で、職員の施設内応援や工夫で補いきれない状況が計4回（令和4年8月、9月、12月、令和5年1月）確認され、新型コロナウイルス感染症に係る報酬上の臨時的な取り扱いが適応となりましたが、基本的なケア体制は維持することができました。

インフルエンザ感染症については、令和5年1月から3月末に4人の職員に感染が確認されましたが、利用者を含め施設内で感染拡大することなく対応することができました。

今後も新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染対策について、院内感染対策委員会を通じ、適切な対応に努めてまいります。

2. 土佐の令和4年度末におけるワクチン接種の状況は、下表の通りで、高知県のワクチン接種率を上回る接種率となりました。

また、ワクチン接種における発熱や倦怠感などの副反応については、特段の事例は確認されていません。今後も、ワクチン接種については、適切な対応に努めてまいります。

	高知県	利用者	職員	重篤な副反応
1回目	80.20%	94.85%	90.79%	なし
2回目	79.30%	94.85%	89.53%	なし
3回目	67.50%	94.73%	87.28%	なし
4回目	49.70%	79.25%	68.77%	なし
5回目	27.20%	98.76%	80.00%	なし

(※上記、高知県のデータは、首相官邸より4月5日時点、4月6日公表より抜粋)

地域における医療従事者への接種協力（3回目：延54人、4回目：延6人）や、南国市の集団接種への協力（土佐長岡郡医師会/南国市保健福祉センターより依頼）については、医師は延15人/15回、看護師は延7人/4回、派遣協力を行いました。今後も行政機関や医師会等との連携を図り、可能な範囲で協力をしてまいります。

●【幡多希望の家 医療福祉センター】

1. 感染対策委員会を中心に、利用される全ての方を対象に感染対策強化を行う。
2. 県や地域との感染情報共有を行うと共に、職員教育も並行し実施していく。

1 感染対策委員会を中心に、定例委員会 12 回、臨時委員会 24 回の合計 36 回感染対策委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として、感染対策の強化、見直し、情報共有の徹底を行ってきました。

しかしながら第 8 波の 12 月に、入所利用者に陽性者が発生し、1 月にはクラスター状況となり、利用者 13 名、職員 4 名の陽性が認められましたが、利用者には早期に治療薬の投与を行い、重症化には至らず、治癒することができました。

ワクチン接種については、利用者 5 回目（65 歳以上）85%、4 回目 91%、職員 5 回目 82%の接種率となっています。

2 幡多福祉保健所や地域での感染対策研修会、幡多地区看護部長会等で、情報の共有と新たな情報収集があり、職員に伝達することができました。

4. 災害対応の取組みを充実させる。(平成 30 年度から継続)

●【土佐希望の家 医療福祉センター】

- ・ BCPの見直しと災害時備蓄品の推進
- ・ 防災研修の実施及び訓練内容を充実する。
 - ① 防災研修の実施
 - ② 地震、火災に加え、土砂災害及び水害等発生を想定した訓練の実施
 - ③ 土佐希望の家分校と共同のもと、福祉避難所の設置・運営訓練の実施

災害対応については、食料、水、毛布等の備蓄、停電時に全病棟と通所の非常用照明と空調に対応できる自家発電装置の設置が昨年度完了しています。

また、南国市から福祉避難所の指定を受けており、福祉避難所用の毛布やテントなどの物品を補助金で一定数備蓄していますが、南国市や南国市社協等の関係機関との福祉避難所の運営訓練は、これまで市等からの要請もなく未実施となっています。

施設としての、火災、地震、風水害の防災訓練は、毎月実施し、分校との共同訓練も行っています。

こうした状況の中で、既存の BCP（業務継続計画）の見直し、備蓄品の充実、などを予定していましたが未実施となりました。令和 5 年度には、BCP の見直しに着手してまいります。

5. 安心して利用いただける施設づくり

●【幡多希望の家 医療福祉センター】

1. 利用者の状態や状況に応じたサービスの提供に努める。
2. リスクマネジメントを継続して取り組み、事故防止に繋げていく

1. 個々の利用者に対し、医師を含めた多職種でのケース会を開催することで、利用者個々に必要な療育の共有ができ、それぞれの部署の計画に繋げることができました。新型コロナウイルス感染症対策のため、集団での取り組みはできませんでしたが、個別や小グループでの新たな取り組みができており、結果的には療育活動の幅が広がったと考えています。

2. アクシデント報告 1 件、インシデント報告 205 件であり、報告数は昨年度並みでした。

アクシデントにつながりやすい報告に対しては、当日中に臨時カンファレンスを行い、事故防止対策を講じるとともに、情報共有を行いました。また、重大事故に繋がる骨折については、2 年連続ありません。

6. 人材の確保と定着

●【幡多希望の家 医療福祉センター】

1. 地元高校や各種専門学校への情報発信を積極的に行うとともに、ハローワーク・人材バンク等様々な手段・機会を活用し、求人募集を幅広く行う。
2. 役職等に応じた研修の機会を設け、職員の資質向上と意識改革を進めていく。

1. 人材確保については、令和3年度から、新規学卒者採用に向けて、地元高校（宿毛高校）への直接訪問による職員の募集に取り組んできました。

その結果、令和4年4月より生活支援員として1名の新規学卒者を採用することができました。

また、高知県教育委員会が主催する「高等学校卒業予定者求人事業所説明会」へ参加するとともに、地元指定校を1校から4校に拡大し、職員の募集を行ってきましたが、応募なく採用には至っていません。

ハローワークを通じた募集は、引き続き行っているものの、近年では、ハローワークよりも人材紹介会社を通じた応募が多く、紹介手数料の負担も大きくなっています。

今後とも様々な手段や機会を活用し、幅広く職員の募集に取り組んでまいります。

2. 職種別・階層別等の研修を行い、人材の育成やスキルアップに繋げるよう、法人内に土佐と共通の研修委員会を設置し、研修委員会設置規程を策定しました。今後は、本規程を踏まえ、障害児（者）施設としての使命と法人理念の実現に向けて、職員研修に取り組んでまいります。

2-3 医務部・診療部

医務部・診療部における円滑な業務運営に努める。

薬剤科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 調剤ミスがないようにする。
- (2) 専門知識の向上に努める。
- (3) 他部署・病棟との連携をはかり、円滑に業務が進むようにする。

(1) 定期薬の利用者間違い、処方量間違いが3件ありました。ダブルチェックを行っていても、すり抜けたケースがありました。いずれも病棟での最終チェックで発見され、誤薬には至りませんでした。

薬剤師の充足に取り組んでいましたが、目標人員の確保には達していません。

今後も丁寧に作業することで、調剤ミスにつながらないように気をつけてまいります。

(2) 病院薬剤師会のWeb研修会への参加や、e-learningの受講で専門知識の向上に努めることが出来ました。今後も継続して自己研鑽に努めてまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症のワクチン管理や薬剤の変更等の連絡等を行い、各部署・病棟との連携を図ることが出来ました。医薬品メーカーによる出荷調整の影響は現在も継続しており、今後も他部署と連携し円滑な診療につなげるよう努めてまいります。

・職員配置状況（一か月あたり（医療法上2人必要（70対1）））

	常勤	臨時・パート	常勤換算（月）	平均超勤(月)
薬剤師	0.92 人	1.08 人	2 人	0.0 /h
※年間の平均値 (小数点第3位を四捨五入)を記載			充足率	100 %
(1日入院患者数134.36人で算出)				

・実施状況（一か月あたり）

主な検査	1病棟	2病棟	3病棟	外来
定期処方箋	76 枚	95.33 枚	96 枚	
臨時処方箋	732.83 枚			38.83 件

※年間の平均値（小数点第3位を四捨五入）を記載

※外来には、通園、一般・発達外来、職員対応を含み記載

幡多希望の家医療福祉センター

(1) 医薬品の適正使用の推進と利用者の安全確保

- ・医薬品の円滑な供給と適正管理を行う。
- ・「医薬品の安全使用のための業務手順書」に沿って業務を行う。

- ・医薬品の供給不足が続いており購入に苦労しましたが、入所者へはほとんど影響無く対応できました。
- ・看護科と連携をとり情報を交換しながら医療安全に取り組み、アクシデント発生は抑えられています。
- ・新型コロナクラスター発生時には、入所者へのベクルリー点滴静注用・ラゲブリオカプセル投与を行いました。

年間処方箋枚数

	入院		外来
	定期	臨時	
処方箋枚数	1,269	972	168
調剤数	5,420	1,096	340
注射箋枚数	660		

リハビリ科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 継続して安定的な人員確保に努め、リハビリの円滑な実施体制の維持・向上に取り組む。
- (2) 自己研鑽に励み、リハビリの充実をはかる。
- (3) リハビリ室の改修に伴う、利用者への影響を最低限にとどめる。

(1) 産休明けの職員に対する補充や産休代替職員の補充は順調に対応ができ、引継ぎも産休前に円滑に対応することができました。

しかし、新型コロナの職員や入所者、在宅利用者等への罹患、利用の自粛等に伴い、令和4年度は入所系では延13,427単位(前年比△422単位)、在宅の発達障害系は延3,472単位(前年比△851単位)、重心系は延7,487単位(前年比△328単位)となりました。

次年度は、コロナ感染症も5類に分類されることから、一定の回復が見込まれています。そのため、今後も当センターのリハビリニーズに円滑に対応できるよう継続して取り組んでまいります。

(2) 県主催の発達シリーズ研修会や大阪LDセンター主催の各研修会などに、各自が自主的に参加するなど、自己研鑽を図り、リハビリの充実等に繋げることができました。

(3) リハビリ室の改修は、コロナ対策で未定となったことから評価除外としています。

・職員配置状況(一か月あたり)

	常勤	臨時	平均	平均超勤 (月)
理学療法士(5人)	5人	人	4.3人	4.3/h
作業療法士(2人)	2人	人	2人	4.8/h
言語聴覚士(3.7人)	3人	1人	3.2人	3.9/h

※年間の平均値(小数点第3位を四捨五入)を記載

・実施状況（年間）

		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	算定
入所	1 病棟	819 単位	508 単位	148 単位	不可
	3 病棟	1,681 単位	883 単位	1,635 単位	
	①計	2,500 単位	1,391 単位	1,783 単位	
	2 病棟	4,380 単位	1,567 単位	1,848 単位	可能
	②計	4,380 単位	1,567 単位	1,848 単位	
外来	一般	1,315 単位	1,165 単位	1,653 単位	可能
	通所	2,320 単位	471 単位	589 単位	
	発達	440 単位	923 単位	2,113 単位	
	③計	4,075 単位	2,559 単位	4,355 単位	
小計 (②+③)		8,455 単位	4,126 単位	6,203 単位	
平均 (1人当/日)		8.19 単位	8.60 単位	8.07 単位	
合計 (①+②+③)		10,955 単位	5,517 単位	7,986 単位	
平均 (1人当/日)		10.61 単位	11.50 単位	10.39 単位	
※(合計÷職員配置平均) ÷48 週を週5日勤務として算出 年休含まず					

【幡多希望の家 医療福祉センター】

- (1) 豊かな生活が送れるよう、専門性を生かしたリハビリテーションの提供を行う。
- ・障害の特性を理解したうえで、課題を整理・分析し適切なプログラムを立案実施する。
 - ・他部署及び外部の関連機関との連携を図り、情報共有、共通認識を持ち質の高い支援体制の構築に努める。
 - ・研修会等への積極的な参加を図り、自己研鑽に努める。

(1)

・理学療法士2名・作業療法士2名・言語聴覚士1名にて、病棟利用者49名及び在宅利用者（通所及び外来）40名のリハビリを、機能状態やニーズに応じて各セラピストが担当して、個別リハビリを行っています。

・昨年度より作業療法士1名が、在宅支援（つくしんぼ）の兼務となり、保育所等訪問支援事業において、発達障害児の保護者や関連機関での指導・助言を行っています。その訪問事業におけるリハビリ業務の割合は、年々増加傾向にあります。しかしながら、昨年10月より理学療法士1名が産休・育休に入り、今年度末には言語聴覚士が退職となり、スタッフ減での、利用者調整などが難しい状況になっています。

また、下半期には、病棟でクラスターが発生し、約1ヶ月半は病棟業務の支援のため、リハビリが実施できない状況もありました。

通園においても、コロナ感染の影響により、この1年を通して閉園や利用自粛があり、通常のリハビリ実施に至らず、また、外来の受け入れや病棟への介入の制限もたびたびあり、利用者へのリハビリ提供が思うようにできていません。

・施設内での他部署との連携は、感染対策によりケース会を実施することが可能でした。

また、外部の関係機関とは、Webでのケース会や感染状況をみながらの開催において、情報共有を図ることができました。

・研修会などについても、Web研修が主体でしたが、業務の時間調整を行い参加することができました。

研修については、実技研修はできませんでしたが、移動時間がないため、効率良く参加できました。

実施状況

対象年齢別 (男/女比率) (単位：人)

	入所者	外来
6歳未満	1 (0/1)	7 (5/2)
6～18歳未満	0 (0/1)	20 (16/4)
18歳以上	48 (28/20)	13 (7/6)
合計	49 (28/21)	40 (28/12)

リハビリ実績集計数

	入所 単位/点数	外来 単位/点数	合計 単位/点数
障害児リハ (6歳未満)	610/137,250	905/203,625	1,515/340,875
〃 (6歳～18歳未満)	0/0	778/151,710	778/151,710
〃 (18歳以上)	3,211/497,705	1,361/210,955	4,572/708,660
発達及び知能 (複雑)	0/0	1/280	1/280
発達及び知能 (極複雑)	0/0	2/900	2/900
合計	3,821/634,955	3,044/567,470	6,865/1,202,425

*入所単位数については、医療入院や日中一時支援利用者も含めています。

*外来単位数については、通所支援・生活介護事業におけるリハビリ実施者も含めています。

検査科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 正確な検査情報の提供に努める。
- (2) 専門的な知識や技術の取得に努める。

- (1) 内部精度管理や外部精度管理調査、各試薬メーカー主催のサーベイに参加し、自施設の検体検査の精度確保ができるよう努めました。
- (2) 会報誌等で専門分野の必要な知識が得られるように努めました。

・職員配置状況 (一か月あたり)

	常勤	臨時パート	平均 (月)	平均超勤 (月)
臨床検査技師	2 人	0 人	2 人	4.9 /h

※年間の平均値 (小数点第3位を四捨五入) を記載

・実施状況／月平均

主な検査	1 病棟	2 病棟	3 病棟	外来・通所
血液学的検査 (CBC)	9.08 件	29.00 件	14.00 件	6.25 件
血液学的検査 (血球分類・機械)	0.67 件	25.50 件	13.75 件	2.75 件
血液学的検査 (血球分類・目視)	8.00 件	3.50 件	0.17 件	0.75 件
網状赤血球	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
感染・炎症マーカー (CRP)	2.17 件	14.92 件	12.25 件	0.83 件
生化学的検査 ※1	140.25 件	400.83 件	159.08 件	65.25 件
一般検査(定性)	0.42 件	9.00 件	6.08 件	6.75 件
一般検査(尿沈渣)	0.17 件	8.42 件	5.75 件	0.50 件
便中ヘモグロビン及びトランスフェリン	0.25 件	3.33 件	2.75 件	0.75 件
薬物検査 (抗てんかん・施設内)	5.00 件	11.08 件	5.17 件	1.83 件
免疫学的検査 (ウイルス抗原・ウイルス抗体・細菌抗体)	16.50 件	13.67 件	23.17 件	74.25 件
塗抹鏡検 ※2	0.33 件	0.25 件	0.58 件	0.00 件
外注	20.58 件	34.50 件	27.33 件	17.33 件
細菌検査	0.08 件	2.25 件	0.92 件	0.58 件
病理 (細胞診)	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
血ガス	0.00 件	0.58 件	0.00 件	0.00 件
12 誘導心電図検査	4.25 件	6.58 件	5.42 件	3.17 件
ホルター型心電図検査	0.00 件	1.25 件	0.17 件	0.00 件
脳波検査	1.58 件	3.75 件	2.25 件	1.50 件
超音波検査	0.33 件	0.33 件	0.33 件	0.08 件
感染レポート作成	週報：1 回/週 月報：1 回/月			
精度管理	内部	毎日 (月～金)		
	外部	県内：1 回/年 全国：1 回/年 メーカーバイ：1 回/年、メーカーバイ (血液) 12 回/年		

※1 生化学1項目を1件でカウント H-F A B Pも生化学項目としてカウント

※2 塗抹検査 (真菌検査) を記載

【幡多希望の家 医療福祉センター】

(1) 知識や技術の維持・向上に努め、正確な検査結果を提供する

- ・外部精度管理に参加して検査の正確さ、信頼性の確認を行う。
- ・多職種と連携し、利用者の健康管理に努める。
- ・研修会等に参加し専門的知識と技術の向上に努める。

(1)

- ・遠心分離機と生化学分析装置 (富士ドライケム) を更新しました。
- ・検査室が高湿度のため除湿器を購入し、機器への負担軽減を図りました。
- ・高知県及び検査機器メーカー主催の外部精度管理調査に参加しデータの確認を行いました。
- ・入所利用者健康診断を年2回行い、多職種連携により個々の健康状態に応じた対策へつなげました。
- ・臨床検査技師会研修会等、Web研修に参加しました。他施設との交流により知識の確認や新しい情報を取り入れ、日々の業務にいかしました。

年間実施状況

(単位：件)

(単位：件)

項目	件数	
検体検査	CBC	712
	血液像	524
	網状赤血球	521
	CRP	514
	生化学	3,304
	感染症（迅速）	718
	尿定性	572
	尿沈渣	370
	便潜血	151
	真菌鏡検	83

項目	件数	
生体機能	血液ガス	4
	心電図	146
	脳波	3
	聴力	130
外部委託	生化学等	3,077
	薬物濃度	159
	細菌培養	107
	検便	86
	細胞診	0
	レジオネラ（浴槽水）	2

栄養科・給食科

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- （1）安定的な人材の確保や人材育成に努めながら、定着率の向上に繋げる。
- （2）栄養士業務・厨房業務を協力しながら円滑に実施できるよう取り組む。
- （3）委託する食数を調整（減少）し、直営を目指す。（前年度から継続）

- （1）今年度の厨房業務にかかる人員数（事務の栄養士1名含む。）の推移は以下のとおり。

期間	4月～10月	11月～12月	1月～	3月末
職員数	11名	12名	10名	9名

若干名の変動があり、結果的に人員の定着率の向上には至りませんでした。

新採用等の職員の育成については、早出勤等もこなしており、業務遂行ができています。

- （2）人員不足のため、経管栄養の調乳を、調理に従事する職員で行うことができない日がありましたが、調理事務担当の栄養士が代替で行うなどして、協力することができました。
- （3）人員が確保できている日に関しては、できる限り夕食を手作りにするなど工夫することができました。人員増に伴い、全食数の直営化に取り組んでまいります。

・職員配置状況（月当り平均実績）

	常勤	臨時職員	平均（月）	平均超勤（月）
管理栄養士（1）	1 人	0 人	1 人	18.8 /h
栄養士（1）	3.8 人	0 人	3.8 人	0.8 /h
調理員（10）	6.1 人	0 人	6.1 人	0.7 /h
調理補助（パート）	平均：9.0人			
雇用形態	2h、4h、6h、8h			

※年間の平均値（小数点第2位を四捨五入）を記載

※（ ）内記載は、予定雇用人員数を記載

・実施状況（一日当たり（入所（短期入所含む）））

	入所系	短期入所系	通所系	学校計
普通食	145.5 食	2.9 食	7.0 食	1.4 食
粥食	106.8 食	1.1 食	1.9 食	0.6 食
特別食	22.2 食	0.0 食	0.0 食	0.0 食
経管栄養	116.0 食	0.0 食	0.0 食	0.0 食
その他	0.0 食	0.0 食	0.0 食	0.0 食
計	390.5 食	4.0 食	8.9 食	2.0 食

※年間の平均値（小数点第2位を四捨五入）を記載

※入所系における経管栄養児者については、薬価基準対応者は除いて記載

幡多希望の家医療福祉センター

(1) 栄養ケアマネジメントの実施

- ・利用者一人ひとりの状態を把握し、健康状態の維持・向上に努める。
- ・多職種と情報の交換、共有を行い、適切な栄養ケアを実施する。

(2) 業務の効率化を図る

- ・5S「整理・整頓・清掃・清潔・習慣化」の徹底。
- ・「報告・連絡・相談」を徹底する。

(1) 新型コロナウイルス対策での行動制限等により、ベッドサイドでの栄養管理といった利用者の状態を実際に目で見て把握する時間が十分に取れませんでした。しかし、利用者の状態について、多職種で意見交換・情報共有を行うことで、問題点や改善すべき点が抽出でき、適切な栄養ケアを実施することができました。

令和4年度は、休止していた栄養管理委員会を再開することができ、利用者一人一人に対する栄養ケアマネジメントの向上への取組み強化に繋がりました。

(2) 病棟での新型コロナクラスター発生時には、業務時間の見直し・業務手順や業務内容の見直しを行い、無事に食事を提供することができました。しかし、発生時の幅広いマニュアル・対応を作成・想定できていなかったため、使い捨て食器や、人・食事の動線などの準備や把握が十分できず、職員もあわただしい対応となりました。

5Sについては、職員で声を掛け合うことで、職場環境が保持できました。しかし、退職者に対する欠員補充が令和5年2月～3月とできていないことから、人員に余力がなく、日々の業務の忙しさから職員の疲労やストレスが増加しており、インシデント・アクシデントに繋がることがないように留意してまいります。

年間実施状況

(単位：食)

食区分	入所	短期入所	通所	計
常食	15,348	77	1,334	16,759
全粥食	15,526	26	448	16,000
特別食	3,284	0	0	3,284
経管栄養	18,196	62	49	18,307
その他	1,460	0	0	1,460
計	53,814	165	1,831	55,810

※その他：検食、医師

2-4 看護生活支援部

全 体 (両拠点共通)

- (1) 新型コロナウイルス等の感染防止対策の徹底を図ると共に、感染症の発生時は適正かつ迅速な対応を行う。
- (2) 各病棟の利用者特性を踏まえケアの維持・向上を図る。
- (3) 法人合併後の看護・生活支援における研修体制やベクトル等の調整に取り組む。
- (4) 医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」と連携し、在宅の医療的ケア児等の円滑な対応に取り組む。

(1) 令和4年における新型コロナ感染症の状況は、全国的に第6波(6月頃より)から第8波が猛威を振るい、特に第7波(8月頃より)における高知県の状況は7月29日から9月16日まで特別警戒が発出され、8月には県内の新規感染者数は連日千人を超える状況で、高知県の各医療機関や施設等でクラスターの発生が確認される状況でした。

こうした中、当施設では、院内感染対策委員会(定例:12回、臨時:19回/計31回)を通じ、感染症発生時のゾーニングや対応を含め、感染防止対策に取り組みましたが、令和4年度中に3回の院内クラスターが発生し、感染が確認された入所利用者は延49人となりました。

しかし、事前に対策を検討していたことなどから、重症化や他病棟へ感染が拡大することなく、全て施設内療養で対応することができました。

職員については、83人の感染が確認され、1人の職員がホテル療養をしましたが、その他の職員も、利用者同様に重症化することなく、自宅療養で対応することができました。

3密回避やマスク着用、人流制限などの強化・徹底とともに、早期にスクリーニング検査ができるように、検査体制の見直しを行い、抗原検査は延418件(出勤時検査除き)、NEAR法は延1,021件実施することで、早期発見、早期対応に繋げることができました。

クラスター発生時には、通所事業を休止し、病棟への通所職員の応援配置を行うことで、基本的なケア体制の保持に繋げることができました。

しかし、2病棟に必要な人員基準については、施設内の応援や工夫で補いきれない状況が4回(令和4年8月、9月、12月、令和5年1月)生じたことから、「コロナ感染症に係る報酬上の臨時的な取り扱い」の適正な運用に努めたところです。

インフルエンザ感染症については、令和5年1月から3月末に4人の職員に感染が確認されましたが、利用者を含め施設内で感染拡大することなく対応できました。

今後とも、新型コロナ感染症やインフルエンザなどの感染対策については、院内感染対策委員会を通じ、適切な対応に努めてまいります。
(法人目標の評価と共通)

(2) 3人の新規入所者を含め、入所利用者の病状や状態の変化に応じて、病棟の調整等を行い、医療的ケアを必要とする利用者比率は、1病棟8.58%(+0.88%)、2病棟84.43%(-2.77%)、3病棟5.98%(+0.78%)となりました。

短期入所は、新型コロナにより、延179日の休止を余儀なくされ、利用の制限や自粛等もありましたが、延1,098人(前年比:-170人)に対応することができました。また、利用者お一人の看取りに対応することができました。

今後も各病棟の特性や機能を踏まえながら、入所、短期入所ともに、適切な対応ができるよう、ケア技術の維持・向上に努めてまいります。

(3) 法人合併により、両施設合同の研修委員会を立ち上げ、これまでの両施設の研修体系を踏まえて、共通の研修体系について協議・検討を行い、共通の研修委員会規定を制定するとともに、クリニカルラダーを基本とする研修体系を整備しました。

これまで独自に行っていた、日本重症心身障害福祉協会、看護協会等の研修を整理するとともに、次年度はeラーニングシステム(インターネット経由の学習形態)を導入して、効果的で効率的な研修体系の構築に取り組んでまいります。

また、新たな研修体系の円滑な実施・運営に向けて、看護・生活支援の役職者を対象に、直接処遇に係る制度管理への理解・視点、管理職に必要な主な人員基準への理解等について、2回幅多で研修を行いました。今後、土佐でも同様の研修を実施してまいります。

次年度は、この研修体系に則り職員研修を実施し、必要に応じて研修委員会等を通じて補正等を行いながら、利用者支援の向上に繋がる研修体系となるように取り組んでまいります。

(法人目標の評価と共通)

(4) 令和4年4月1日より、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」として、医療的ケア児とご家族からの相談に応じる委託事業を県から受託しました。

医療に関する相談対応を目的に、医療職（看護師）の配置が規定され、週2日対応ができるように、看護師を配置（基本：火・金）しました。

「きぼうのわ」に相談等があった延62人のうち、医療職への相談を必要とした事例は2人でした。

また、保育所への現地訪問や地域の保健師からの相談対応などを行い、保育園への登園や在宅酸素療法への対応に繋げることができました。

「きぼうのわ」の医療職への相談は、かかりつけ医等の存在からか、具体的な相談はほとんどなく、今後の状況を見ながら、看護師配置の必要性を県と協議してまいります。

看護課共通（両拠点共通）

- (1) 感染防止対策を徹底しより良いケアに努める。
- (2) 利用者の特性や骨折予防に努め、利用者状況及び病棟全体の評価を行い、病棟編成を円滑に進める。
- (3) 高齢化や、重症者を含め、入所者の特性に応じた適切な看護ケアの充実を図る。

(1) 新型コロナウイルス感染症のクラスターが3回発生しましたが、院内感染対策委員会と連携し感染対策に努め、施設内療養期間は11日から23日で終結させることが出来ました。入所者延べ49名が罹患しましたが、酸素投与を要するなどの重症化は見られず、ワクチン接種や抗ウイルス薬投与が効果的であったと考えられました。懸念していたインフルエンザ感染症も、職員4名の罹患に留まり、利用者への感染を防ぐことができました。今後もワクチン接種や感染予防策に引き続き取り組み、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられた後は、日中活動の充実やQOLの向上に取り組んでいきます。

(2) 今年度の事故・ヒヤリハット報告は計196件（△17件）で、アクシデント事例は、3件の骨折事例が発生し、急性硬膜下血腫の事例も同一利用者で2件発生しました。介護中のミスで発生した骨折事例1件を除き、後の2件はいずれも、入所者が自力移動中や座位保持の際に、バランスを崩した、若しくは転倒・打撲したことが原因と推察されました。

利用者のQOLを尊重しつつ、障害特性に応じた再発防止策を講じながら、評価・改善を行い、より良いケアに努めていきます。また、利用者の意思決定に基づく転院支援、重症化に伴い医療的ケアの充実した2病棟への転棟希望などの調整を行い、新規入所3名を迎えることができました。

今後も利用者の状態の変化や障害特性等を踏まえ、適切な病棟編成に努めてまいります。

(3) 入所者の医療的ケア項目数が、昨年度より5.51項目上昇するなど重症化が進んでいますが、各病棟で対応することができました。

3名の方が逝去となりましたが、内1名の方は、慣れ親しんだ場所での看取り対応ができました。2病棟だけでなく1・3病棟でも重症化が進んでいる状況から、看護師のレベルアップが必要となっています。

次年度はe-learning研修も取り入れ、より充実した研修を行うことで看護師のレベルアップだけでなく、就業へのモチベーションアップにもつなげることで、適切な看護ケアに努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟 看護

- (1) 感染防止対策の徹底を図るとともに、感染症発症時はマニュアルに準じた対応を実施し感染拡大を最小限に抑える。
- (2) 利用者特性に応じた事故防止対策の徹底・見直しを図り、事故発生件数の減少に努める。
- (3) 多様化する利用者ニーズに適した看護ケア・支援の充実を図り、生活の安定化に努める。

(1) 感染状況としては、6月に、利用者6名と職員8名に感染が確認され、当センターで初めてのクラスターとなりました。

そのため、スクリーニング検査の強化や病棟医師との連携、各部門との連携・協力を含め、感染防止対策の徹底を図り、療養期間は21日間（病棟閉鎖は27日間）で解除することができました。

また、8月には、利用者1名の発症が確認されましたが、6月の経験を踏まえ、感染防止マニュアル等に準じた対応により、感染拡大することなく終息できました（病棟閉鎖は11日間で解除）。

今後も感染防止対策の徹底を図り、感染を最小限に抑えるとともに、職員に感染マニュアルを周知徹底し、感染対策が万全に実施できる病棟運営を目指してまいります。

(2) 事故発生件数は67件で、前年より1件増加となりました。事故分類では、転倒・転落が19件あり、全体の28%、うち外傷を伴うもの13件、外傷のないもの6件でした。

発生原因は、注意観察不足や対応判断不足が要因の一つと考えられることから、利用者のADLを再評価し、事故リスクが高い場面を抽出後、場面ごとの環境調整や介助方法の見直しを行いました。

また、今年度は施設ミスが11件発生し、マニュアル違反・注意確認不足が、主な要因と考えられますので、マニュアルの遵守や注意確認の徹底を図ってまいります。アクシデントとして急性硬膜下血腫が2件あり、原因は特定することはできませんでしたが、当該利用者の特性を踏まえ、今後、事故リスクが高い場面の抽出や場面ごとの環境調整、介助方法の見直しを行い、再発防止に努めてまいります。

(3) 動く重症児者と加齢に伴う機能低下の亢進が確認される利用者が同一病棟で生活しています。また、行動障害や自閉症状を有する利用者への支援の比重も高くなっています。

このため、日々の観察や他職種との情報共有などをもとに、特性の理解や現状に沿ったケアの充実に取り組んでいます。建物の構造や人員補充が十分でなかった状況もあって、個々の利用者に対する有効で効果的な対応に苦慮する場面も多くなっています。

今後も多様化する利用者ニーズに適した看護ケア・支援の充実を図り、利用者個々の安定した生活の実現に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟 看護

(1) 利用者・職員ともに感染予防に努め、感染症が発生した場合はマニュアルに基づき迅速に対応し、感染拡大を最小限に抑える。

(2) 利用者の特性に応じたケアを提供し、事故(特に骨折)の予防に努める。

(3) 利用者の重症化に対し、迅速なアセスメントと適切な医療的ケアの提供により、利用者のQOL維持向上に努める。

(1) 新型コロナウイルス感染症に利用者1名、職員13名が罹患し、年末年始にはクラスターも発生しましたが、利用者の罹患は1名に抑えることができました。障害特性により利用者間の媒介は生じ難い中で、職員から利用者への媒介も最小限に防げたことは、病棟内での感染防止対策が機能していたと考えています。

引き続き感染防止対策に留意し、利用者・職員の体調管理に努めてまいります。

(2) 事故防止個人対策マニュアルの見直し・修正を図り、利用者特性に応じたケア向上に取り組んできましたが、一人介助での体位変換中の骨折事例が発生しました。二人介助を要する利用者の周知とともに、業務改善の工夫など、より良いケアに努めてまいります。

(3) 利用者の重症化が見られるなか、適時アセスメントを行い適切な医療的ケアに繋げることができ、他病棟からの一時的な転床にも柔軟に対応することができました。重症化に伴い新たな医療的ケアを要するケースも増えてきており、これまで以上に丁寧な観察とケアを積み重ねることで、体調の変化等の早期発見と適切なケアに努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟 看護

(1) 感染防止対策の徹底を行い、感染予防に努める。また、発症した場合は迅速な対応を行うことで、感染拡大を最小限に抑えるように努める。

(2) 利用者特性に応じた看護ケアを提供し、骨折や他害行為などの事故防止に努める。

(3) 高齢化や重症化している現状を把握して適切な看護ケアを展開し、利用者の快適な生活環境が提供できるように努める。

(1) 病棟内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが2回発生しましたが、適切かつ迅速な対応を行うことで、重症化や他の病棟への感染拡大を防ぐことができました。今後に向けて、より円滑かつスムーズな対応が行えるように情報の整理を行い、引き続き感染防止対策を徹底し、感染拡大を最小限に抑えられるように努めてまいります。

(2) インシデントが昨年度の60件に対し、今年度は59件と大きな変化は確認されませんでした。

しかし、骨折が2件発生し、その2件とも同一人物で、自力移動中に同一カ所を骨折した事案であったことから、再発防止策の見直しと周知徹底を行いました。

また、他害行為が、下半期に確認されたことから、利用者特性を踏まえて、原因と対策の再検討を行い、変化する利用者の状態に、柔軟に対応することで、事故防止に努めてまいります。

(3) 高齢化や重症化に対して、日々状態の把握に努めたことで、転院や他病棟への一時的な転床等の早期対応を行うことができました。また、2名の新入所者の受け入れ、急変時の対応なども円滑に行うことができました。今後も利用者の状態把握を綿密に行い、適切な看護ケアと、快適な生活環境が提供できるように努めてまいります。

幡多希望の家 医療福祉センター 看護

- (1) 利用者の安全確保ができ個別の看護ができるよう努める。
 - ・インシデント報告書に対する対応策を検討し事故を未然に防ぐための事故防止対策の徹底・見直しを図る。
 - ・感染委員を中心とした感染症対策、体制作りに努める。
- (2) 人材育成に努める
 - ・新人教育を計画的にできるようプリセプターシップ方式の導入を行い、精神的フォローができる体制を作る。指導に関しては、チーム一体型を取り入れ全員で新人教育に取り組む。
 - ・施設独自のラダーの導入により、全看護師への教育指導ができるよう取り組んでいく。
 - ・意識、知識の向上のため外部の研修会への参加と伝達講習を行い情報の共有を行う。

- (1) 安全性を確保しながらケアを実施し、重大事故である骨折事故を防止できました。

令和4年12月23日に、利用者1名の新型コロナウイルス感染を認めました。
細心の注意を払い、感染防止対策を講じながら、職員はケアや看護にあたりましたが、感染者は徐々に増え、入所者49名中13名が罹患しました。
職員の懸命の看護と介護により、全体への感染拡大は防止でき、令和5年1月23日には感染状況も落ち着き終息宣言となりました。
3月中旬からは、別室で直接面会を行うことができているし、以後、感染者は発生していません。
- (2) 新人教育に関しては、プリセプター制度で問題なくできており、プリセプティールとプリセプターのお互いの成長につながっていると考えています。また、土佐・幡多看護部共同で階層別到達レベルを作成し完成しました。今後は、職場に適した使用または導入方法を検討し、看護師の意識と技術の向上に向けて取り組みます。併せて、土佐と合同の研修体系に基づく研修にも取り組んでまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 外来 看護

- (1) 感染防止対策を徹底し感染予防に努める。
- (2) 利用者の特殊性に応じたケアが提供できるよう情報収集を行い、事故防止に努める。
- (3) 乳幼児から高齢者まで多様化を踏まえた看護ケアに努める

(1) 外来部門における院内感染防止対策を徹底し、外来での感染は予防することができました。また、外来での新型コロナの検査に加え、病棟クラスター時には入所利用者の検査にも協力することで、感染防止対策に努めました。

(2) 4月から外来担当が変更となり、発達障害に関する参考書や講習会に参加して特性を学び、外来者それぞれの個別性もカルテにて情報収集するなど、自己学習や研鑽に努めました。また、発達外来時には回転椅子や血圧計を見えない場所に設置する等、待合や診察室の環境を整えることで、事故防止に努めたところです。

今後も自己研鑽と環境調整等に取り組み、円滑な診察に努めてまいります。

(3) 外来には様々な疾患で、幼児から成人の方々を受診に来られますので、環境に配慮し、リハや医師との情報共有を図り、看護ケアに努めることができました。

生活支援課共通

- (1) 自己の感染防止対策を徹底し、より良い支援を提供する。
- (2) 利用者個々の特性や骨折予防に努め、病棟編成を意識した支援方法を構築する。
- (3) 次世代に向け、柔軟な思考と対応ができる人材(人財)を育成する。

(1) 職員ひとり一人が感染対策に留意し、不調時には早めの対策を行いながら利用者支援に取り組んできましたが、コロナの感染力は強く、6月には1病棟、9月、12月には3病棟がクラスターとなりました。

コロナ感染症の影響もあり、施設内の日中活動は、延1,078回(△118回)、月平均外出(ドライブ)は、1.6~3.1人/月(昨年:3.7人~6.7人/月)、散歩については、1.1回~5.5回/人/月(昨年:2.3~8.4回/人/月)と、何れも減少しました。

また、全体行事である「ロードレース大会」「カラオケ大会」は、今年度も休止となりましたが、「希望の家祭」は、昨年と同様10月に、センター内で2日間に亘り開催することができました。

「希望の家祭」では、日常生活では見られることが少ない、笑顔や歓喜の表情、感極まって泣く方など、改めてお楽しみ会を含めた、行事等による日中活動の大切さを感じたところです。

引き続き、感染対策を徹底し、創意・工夫等を行いながら、日中活動・施設行事の充実に努めてまいります。

(2) 事故報告は、82件で前年比△10件となりました。骨折事例は継続して3件確認されましたが、うち2件は同一カ所を同一利用者が骨折した事案であったことから、これまで以上に利用者特性を理解し、あらゆる場面を想定した関わり方や個別支援計画の見直し・充実に努めてまいります。

また、発生原因を特定できない急性硬膜下血腫の事例が、同一利用者で2回確認されました。そのため、個別支援計画の見直しとともに、個々の利用者の行動特性等を踏まえ、日々のかかわりの中で、いつもと違う変化を見逃さないように努めてまいります。そして、今後とも高齢化や重症化に応じて、適切な支援が提供できるように、必要に応じて病棟再編にも取り組んでまいります。

(3) 内部の新人研修は4回実施し、土佐希望の家の理念、行動指針等の確認、生活支援員としての心得や基本的な支援の方法を伝え、新人職員同士の交流も深めることができました。しかし、階層別研修については、3回のクラスターの影響で、実施できませんでした。

外部研修については、同様な状況のなかでも、虐待防止・権利擁護研修や強度行動障害等のオンライン研修には、5回、9名が参加できました。

次年度は、コロナも5類相当になり、集合(対面)研修の再開も見込まれますので、積極的に参加することで、人材育成に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 1病棟 生活支援

- (1) 感染防止対策の徹底を図り、感染防止に努める。感染症発生時には適正かつ迅速な対応を行う。
- (2) 利用者特性に応じた支援を提供し、事故防止に努める。
- (3) 院内外の研修に積極的に参加し、研修内容を共有することで人材育成につなげる。

(1) 6月、8月、12月にコロナ感染症で病棟閉鎖となりました。クラスターになった6月以降は感染対策マニュアルに沿って、適正な対応を実施し、新たなクラスターの発生は防ぐことができました。今後についても、院内感染委員会の取り決め事項に沿って、感染防止に努め、よりよい利用者支援に努めていきます。

(2) 利用者特性に応じた支援等に関して、5月に利用者の人形が、鍵のかかった柵へ入れられていた、不適切と考えられる事例が確認されました。そのためグループ会や病棟会等を通じ、個々の利用者支援の方法について再検討を行いました。

今後は、外部有識者の意見やアドバイスを取り入れる体制を整え、利用者特性の共通理解と統一したケアの実施に向けて取り組んでいきます。また、個別支援計画についても、適時・適切な見直しを行い、支援の充実と事故防止に努めてまいります。

(3) コロナ感染症で、研修には十分参加出来ませんでした。 「強度行動障害」「虐待防止権利擁護」等の研修に参加した職員を中心に、今後の支援方法の検討などを行うとともに、職員の個別面談や職員セルフチェックの結果等を活用して、風通しの良い病棟運営と人材育成に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 2病棟 生活支援

- (1) 感染症対策マニュアルの周知徹底を図り、感染を防止し、発症時には迅速な対応を行う。
- (2) 院内外の研修に参加し、利用者の状態に合わせて丁寧なケアを行う。
- (3) 研修参加や個人面談、会議などでの話し合いを行い、理念に添ったよりよいケアができる人材(人財)を育成する。

(1) 上半期にはガウンテクニックの方法を病棟内に掲示し、DVD視聴を行いました。また、不調等を感じた時は早めの報告など、職員の感染予防対策を徹底しました。

こうした中でも、12月末に利用者1名がコロナに罹患し、職員も4名罹患したことから、クラスターに伴う病棟閉鎖となりましたが、他病棟の経験を参考に、迅速に対応し、感染拡大することなく収束できました。

今後とも、感染防止に努め、発症時には迅速な対応に努めてまいります。

(2) 開催された研修への参加はできて、外部研修に参加した職員からは、リモートながら他事業者の職員との意見交換ができて、刺激を受けたとの報告がありました。

今後も研修で得たものを部署内で伝達する機会を作り、より良い支援を提供できるよう努めてまいります。

(3) 全職員との個人面談はできませんでしたが、新入の職員3名と個別面談を行い、悩み事はないか、など、日々の様子を聞くことができました。

個別支援計画の内容についての話し合いは、4名の利用者を検討し、利用者が好む関わり方、表情やサインの読み取り方等、計画を実行する際に参考となる資料を作成、利用者への理解も深まったと思われます。

職員セルフチェックの結果からは、「上司とのコミュニケーションがとりづらい」と感じている職員が多い傾向にありましたので、来年度は全職員との面談を実施し、今まで以上に職員間のコミュニケーションを大切にして、人材の育成に努めてまいります。

土佐希望の家 医療福祉センター 3病棟 生活支援

- (1) 感染防止対策を徹底し、感染症発生時の対応についての知識や技術を習得する。
- (2) 利用者状況に応じた病棟編成を行い、ケアの質向上を図る。
- (3) 行動指針について統一した理解や認識の強化・徹底を図る。

(1) 9月と1月にクラスターの発生がありました。

9月のクラスターは多くの職員が初めての経験であり、感染防止対策に留意していたものの、利用者は75.5%、生活支援員は68.9%の感染が確認される結果となりました。しかし、1月のクラスターは9月の経験を活かし、著しい感染拡大はなく、適切な対応と拡散防止に努めることが出来たのではないかと考えています。

5類移行後も集団感染の可能性は考えられますが、今後も感染防止対策を徹底し、今回の経験と反省を含めた対応に努めてまいります。

(2) 上半期には、利用者個人による希望退所や状態変化にともなって東西間の転床を行い、ケアの質向上を図りました。下半期には新入所が2名あり、西棟の転床を検討し、ケアの質向上に努めました。

3月末現在も1床の空床がありますが、今後の新規入所者を想定しながら、適切な病棟編成にむけて、利用者やご家族等の理解と協力を得ながら適切な対応に努めてまいります。

(3) 個人(個別)指導を含めた職場内OJTによる人材育成には努めましたが、行動指針に特化した取り組みについては、コロナ禍前の状況と同等に実施することはできませんでした。次年度は、コロナも5類に分類されることから、行動指針への取り組みは、部門又は部署全体の取り組みとして対応していくこととしました。

幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援

(1) 生活支援の充実

- ・利用者の特性に応じた適切なケアの充実を図る。
- ・計画的に、日中活動ができる業務体制づくり。

(2) 人材育成

- ・新人教育を計画的にできるようプリセプターシップ方式の導入を行い、精神的フォローができる体制を作る。指導に関しては、チーム一体型を取り入れ全員で新人教育に取り組む。
- ・施設独自のラダーの導入により、全支援員への教育指導ができるよう取り組んでいく。
- ・意識、知識の向上のため外部の研修会への参加と伝達講習を行い情報の共有を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染対策（外出制限・面会制限含む）の為、小規模単位での取り組みを中心に行いました。内容は、年間を通して四季を感じられるような内容を企画しました。
- また、各利用者に応じて個別取り組み（利用者の年齢・好みに合わせて内容を決定）を日課の中に取り入れ、15分～30分単位で、利用者に偏りの無いように配慮し、計画的に行うことができました。
- 日中活動が計画的に行えるように、取り組み委員会メンバーを作り、各職員が計画的に実行出来るように管理した結果、スムーズに取り組みが運用出来るようになりました。
- (2) プリセプターシップ方式を取り入れ、新人入職者・部署異動者に対して個別に指導を行いました。一年間の計画を作成して取り組むことで、進捗状況の把握・面接・研修など、計画的に実施ができ、新人職員も安心して取り組めるようになってきています。
- 外部研修へは、コロナ禍の為、参加できていないが、オンラインを中心に支援的側面（ミュージック・ケア・サービス管理責任者研修）などに参加しました。

幡多希望の家 医療福祉センター 生活支援（病棟助手・家政）

- (1) 業務が安全に且つ円滑に行われるように取り組む
- ・清潔を心掛け、利用者の快適な生活環境の提供に努める。
 - ・看護・支援と連携して業務の効率化を図る。
- (2) 利用者一人一人の衣類に目配りするとともに管理棟の清潔を保つ。
- ・病棟助手と連携を図り、業務の効率化を図る
 - ・感染経路となりやすい場所のアルコール清掃など、感染防止対策を徹底する。
 - ・衣類のほころび等細部にまで目配りし、修復をする。

- (1) 業務が安全に且つ円滑に行われるように、家政・助手・清掃パート・補助職員へマニュアルを作成し、誰がどこに配属されても業務が出来るよう取り組みました。
- 新型コロナクラスターの最中は、病棟の職員不足に対する支援にも対応が出来ました。
- (2) 掃除方法もマニュアル化し、誰が業務を行っても感染対策に対応できるよう取り組みました。

2-5 総務部

総務課

【土佐希望の家 医療福祉センター】

- (1) 職員としての資質の向上に取り組む。
- ・基本的なマナーを身につけるとともに、職員間で情報の共有を徹底し、連携して業務に取り組む（前年度から継続）。
 - ・個人情報の管理を徹底するとともに、各部門との適切な連携に努める。
- (2) 各業務の質の向上に取り組む（前年度から継続）。
- ・研修を受講するなど、各業務の質の向上に取り組むとともに、委託業務については、可能な限り直営化に取り組む。
- (3) 法人本部職員（兼務）として、幡多希望の家医療福祉センターと連携して各業務に取り組む。

- (1) 機密事項を取り扱う部署であることの認識は各自できており、都度、報連相ができています。各担当が情報の共有を行い連携して業務にあたっています。
- 個人情報や機密事項の取り扱いについては、職員の意識の向上と改善に努めていますが、一部、書類の整理ができていないことなどが散見され、職員教育と事務室内の書庫の有効活用が課題と考えています。
- (2) 各担当の専門性の向上については、研修等の受講を促進し、段階的に進めるとともに、経理業務については、税理士事務所との密接な連携と専門的指導が、担当のスキルアップにつながっています。
- (3) 合併初年度であり、両拠点の各担当（主に経理・給与）が連絡をとりあい、円滑な業務遂行に取り組んでいます。また、職員募集や面接及び採用手続き等についても、法人全体として進めるとともに、物品等の共同購入や各種保険の更新など、法人として一元化できるものから順次着手できています。

【幡多希望の家 医療福祉センター】

(1) 業務の適正化・効率化を図る

- ・法人合併に伴い、土佐希望の家と連携をとりながら、業務手順の統一化を進める。
- ・職場環境の見直し（5S「整理・整頓・清掃・清潔・習慣化」活動の実践）
- ・時間外勤務の削減に努める。
- ・法人の諸規程に沿った事務処理の徹底。

(2) 事務局の役割分担の明確化と資質向上を図る。

- ・役職等級制度に基づき、役割の明確化を図る。
- ・専門性を高めるための各種研修会への参加。

(1) 法人合併以降、会計業務を中心に土佐希望の家と連携を取りながら業務手順の統一化を進めてきました。具体的には税理士事務所を交えた三者オンライン形式で、会計処理方法や勘定科目のすり合わせを行いました。また、5S活動の実践として、動線を考慮したファイルの一斉整理を行うとともに、書棚の設置を管理に依頼するなど、限られたスペースの有効活用に努めました。

時間外勤務の削減は、時間の有効活用やメリハリをつけた仕事の意識付けを行ってきたことで、一時的には削減に繋がりましたが、年末の新型コロナのクラスター発生や事務職員の感染などもあって、業務調整が困難となり、目標達成には至りませんでした。

(2) 令和4年度に総務に主任昇格者があったことで、職責に応じた役割分担を明確化し、組織の活性化に繋げることを目標としてきましたが、役職者間の情報共有や連携方法など、多くの課題が見つかり、次年度への繰越し課題となりました。

- ・研修参加実績については下記のとおり。

新型コロナウイルスの関係で、WEB形式が主となってきましたが、現地研修は往復の移動に時間がとられるため、今後もWEB研修を積極的に活用し、個々のスキルアップを目指してまいります。

研修名	主催	日程
第43回日本重症心身障害福祉協会 西日本施設協議会総会	日本重症心身障害福祉協会	令和4年11月17日～18日（現地開催）
タイムマネジメント研修	高知県社会福祉協議会	令和4年12月15日（WEB研修）
令和4年度全国重症心身障害児者施設職員研修会「施設管理研究会コース」	日本重症心身障害福祉協会	令和5年1月19日～20日（WEB研修）
令和5年度社会福祉施設総合保険制度説明会	高知県社会福祉法人経営者協議会	令和5年2月9日（現地開催）
令和4年度社会福祉法人決算実務研修会	高知県社会福祉協議会	令和5年2月15日（現地開催）

総務課・施設管理課共通

【土佐希望の家 医療福祉センター】

(1) 洗濯業務の直営化に取り組む（前年度から継続）。

- ・新たな職員が、速やかに業務を行えるよう、洗濯業務の切り出しと整理を行う。
- ・直営化にあたり、障害のある人の雇用を優先するとともに、併せて、指導的役割を担う人材の育成に取り組む。

(2) 施設内外の環境整備に取り組む（前年度から継続）。

- ・施設内外の放置物を整理し、適宜廃棄するなど、環境美化に取り組む。

(1) 洗濯業務については、実習期間を経て、10月に障害者雇用を1名行い、その後、もう1名実習を行いました（令和5年度直接雇用）。業務の切り出し等については、必要な情報を掲示するなどして、現場での工夫がうかがえました。

また、職員の思いや悩みを適宜、傾聴するよう努めるとともに、新たな課題等には、随時対応しています。

(2) 施設外の通路などについては、適宜清掃ができています。

環境美化についても、今年度は全国規模の学会が10月初旬に高知で行われるにあたり、施設見学を予定していたことから、9月中に施設全体の清掃、整理、美化を行いました。その後も、定期的に環境整備に努め、年度後半には施設全体のワックスがけを行いました。

庶務課

【幡多希望の家 医療福祉センター】

(1) 経費削減に努める

- ・工事の発注や物品購入に際しては、金額に応じた見積合わせを行う。
- ・修繕で対応できるものについては、可能な限り対応していく。

(2) 業務の効率化を図る

- ・業務の担当領域を見直し、業者委託とのバランスをとっていく。
- ・修繕箇所の状況伝達方法として写真を活用するなどの工夫を行う。
- ・年間スケジュールを作成し、計画に基づいた業務執行に努める。

(1) 施設の老朽化に伴い、日常的に修繕箇所が発生するようになってきましたが、可能な限り業者委託を行わず、部品を購入するなど、管理での修繕対応に努めてきました。

また、金額に応じて積極的に見積もり合わせを行ってきましたが、地域性もあり、業者数が少ないことによる依頼の難しさが今後の課題となりました。

(2) 不具合が起こった際、迅速に対応できるよう、分野別業者一覧の作成や過去の修理実績をデータ化するなどの工夫を行いました。また、休日や夜間等の非常時対応をスムーズに行えるよう、総務内での情報共有に努めるとともに、伺い書に画像を添付することで、誰が見てもわかりやすい書類の作成に努めました。

8月に1名臨時職員が増えたことで、役割分担が可能となり作業効率も良くなりました。

補助職員の指導・育成についても分担できるようになったことで、より良いチームワークづくりに繋げることができました。

2-6 土佐希望の家医療福祉センター 在宅支援部

通所課

(1) 地域ニーズに対する各支援サービスの向上を図る。

(2) 新規利用者を含めた利用率の確保と質の安定化を図る。

(1) 各市町村や学校、地域の相談支援事業所等の担当者と検討会議や情報提供等に努め、利用（児）者が地域で安心して暮らしていくための支援体制の維持・向上に努めました。

また、コロナ感染症などで、他の事業所等が休所や利用制限が生じた場合等には、可能な範囲で受け入れの協力を行うなど、地域と連携し対応することができました。

今後も、利用（児）者及び地域ニーズを踏まえ、通所のサービス体系の向上に取り組んでまいります。

(2) 令和4年度の新規利用者は、児1名、者3名の計4名で、個々の特性や個性を踏まえ生活介護事業や多機能型重症心身障害児通所事業に繋げることができました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休所（生活介護：計25日、放課後等デイサービス：計24日）や陽性又は濃厚接触者となった方の利用制限と利用自粛、家族都合等により、生活介護は、延3,861名（△464名）、放課後等デイサービスは、延565名（△82名）で、児童発達支援は登録者が1人でしたが、その登録者の利用増加に伴い、延べ利用回数は125回（+102回）となりました。

次年度は、新型コロナの取り扱いは5類相当となることが予定され、更に新規利用者が5名予定（者：5名）されていることから、利用率は回復することが期待されます。

今後も、利用（児）者や保護者、ご家族、関係機関等との連携を図り、個々の利用者の特性に応じたケアの構築に向けて、継続して取り組んでまいります。

生活介護

(1) 家族の意思決定を尊重し、心身の状況や環境を整える。

(2) 日中活動及び個別支援を通じて、適切なサービスの提供を目指す。

(1) 電話連絡などを含む個別相談や個別支援計画に関する面談、担当者会等を通じ、利用者や保護者（家族）等の意向をできるだけ尊重するとともに、日々の送迎時や利用時の様子を連絡ノートに記載して、情報共有を図り、利用者の状況に応じた支援に努めることができました。

また、新規利用希望者（3名）に関しては、利用体験による状態の把握、ニーズ等の聞き取りを実施することで、利用継続に繋げることができました。

次年度は5名の新規利用が予定されており、利用者、保護者（家族）等の意向を尊重した対応に努めてまいります。

(2) 日中活動については、スノーズレンやミュージックケア、夏祭りウィーク、ドライブ外出、職員劇場など、できるだけ利用者の希望に沿った活動を行いました。

また、スノーズレンでは、アロマ利用で、更なるリラックス効果を目指した環境づくりに努めました。

こうした日中活動については、保護者（家族）にリアルタイムで様子を伝えるため、記念写真等で臨場感が伝わるように工夫するとともに、個別支援計画の充実に努めました。

今後も日中活動等の工夫・見直しを行い、利用者ごとのサービスの充実に繋げてまいります。

多機能型重症心身障害児通所事業

(1) 利用者・家族の潜在的なニーズや課題等の把握に努めながら、関係機関等との連携を深めていく。

(2) 切れ目のないサービス体制を柔軟に図り、利用児の増加を目指す。

(1) 個別支援計画に関する面談や担当者会、個別相談、学校利用時の状況等を含め、健康面やいつもと違うこと、違和感を感じること等について、状況把握に努め、ニーズや課題等の整理に努めました。

更に、2～3か月ごとに、児発管と担当職員で状況確認を行い、個々の利用者ニーズの確認、課題の把握等に努め、適切なサービスの提供に努めたところです。

(2) 放課後等デイサービスの登録者は8名で、新型コロナウイルス感染症の流行による休所（計24日）、陽性又は濃厚接触者による利用制限や利用自粛、家族都合（利用調整や変更を含む）等がありましたが、1日平均利用者数は2.7名（+0.2名）となり、成長や発達に伴う個別支援に努めました。

また、児童発達支援については登録者が1名でしたが、利用回数が増加（家族希望など）したことから、延べ利用回数は125回（+102回）となりました。

今後も利用者の状況に応じて、切れ目のないサービス提供体制の維持・向上に取り組んでまいります。

相談支援課

(1) 様々な相談業務に対応できるように、相談援助技術（ソーシャルワーク）の向上に努める。

(2) 定期的なミーティングを行い、相談支援課内での情報共有と意識の統一を図る（前年度から継続）。

(3) 地域・他機関との連携に努めるとともに、行政からの委託事業等について円滑に実施できるよう取り組む（前年度から継続）。

(1) 上半期は、毎週実施している相談支援課ミーティングで、月1回、社会福祉士の行動基準、業務指針の読み合わせを行い、相談援助技術の基本を確認しましたが、下半期は実施できなかったため、年間を通して基本の確認ができるように努めてまいります。

南国市相談支援連絡会へは、毎回参加し、事例検討や情報交換を行うことができました。

(2) 毎朝ミーティングを行い、各自の予定の確認と随時のケース検討、毎週月曜日の午後にもミーティングを行い、年間を通じて、対応の検討や情報の共有ができました。今後も継続していきます。

(3) コロナの感染状況により、実施できなかった市町村訪問は、11月に安芸市、東洋町、香美市の2市1町に訪問。また、高知市の医療的ケア児相談支援専門員の連絡会に、県障害福祉課と出席して、地域の現状把握を行うとともに「きぼうのわ」の紹介を行いました。

初めて医療的ケア児を受け入れる保育園や小学校などとも連携して取り組み、2名の保育園入所、1名の小学校入学に関わることができました。

今年度は延べ62名（昨年度は延べ39名で+23名）の相談に対応でき、地域・関係機関との連携は少しずつ進んでいます。今後とも継続した取り組みに努めてまいります。

相談支援事業

- (1) 医療的ケア児等を含む新規契約者を年間5名以上受ける(前年度から継続)。
- (2) 「利用者本人からの聞き取り」、「意思決定支援に基づく本人の意向確認」、「家族・関係者の意見に流されな

- (1) 今年度は、特別支援学校の2名(重心)の卒業予定の方と新規の契約を行うことができましたが、年度途中で相談支援専門員の退職もあって、5名以上の新規契約はできませんでした。
今後とも、体制の充実と新規の受け入れに努めてまいります。
- (2) サービス等利用計画書、モニタリング報告書等を作成するときには、必ず本人からの聞き取りを行い、本人からの聞き取りが困難な場合は、本人同席のもと保護者から聞き取りを行って作成することができました。今後とも、基本を大切に計画作成を継続してまいります。

施設相談事業

<入所>

- (1) コロナ下での面会時間や面会手段などについて、検討・調整を行い多くの家族が面会できるように努める。
- (2) 本人、家族、関係者等から得た情報は相談支援課内で共有し各部署へ情報提供する(昨年度から継続)。

<入所>

- (1) 面会は継続して実施してきましたが、6月は施設内クラスターにより面会中止となり、7月8月9月は職員のコロナ感染症の状況や施設内クラスターの状況により、中止の連絡を含め適切な対応に努めました。
また、1月の施設内クラスター時にも、各病棟の感染状況等に応じて、適切な対応に努めました。
年間で1病棟181名、2病棟345名、3病棟222名の計748件の面会対応を行いました。
- (2) 年間通じて相談支援課内で情報共有し、関係部署へ情報提供を適切に行うことで、利用者の個性に応じたケアに繋がるように努めました。

<在宅>

- (1) 短期入所利用者へ行った満足度調査から見てきた、利用者の意見について、各部署と対応を検討する。
- (2) 年間延1,000人以上の利用者数と新規利用者の受け入れに努める(昨年度から継続)。
- (3) 通所事業所と協同し、家族・他機関との調整を行う(昨年度から継続)。

<在宅>

- (1) 短期入所利用者の意見を生かした各部署との検討は、3回のクラスターを含むコロナ感染症の状況等により、満足度調査を十分に活用するには至らず、次年度の課題として検討してまいります。
- (2) 短期入所は、コロナ感染状況や施設内クラスター等により、受け入れができない期間がありましたが、目標達成に向け、家族・利用者ニーズの把握、本人希望を含めた受け入れ病棟と調整、等を図り、利用者は目標を超える延べ1,098人となりました。今後は5類以降を見据え、更なるニーズ対応に努めてまいります。
- (3) 2人の利用者の卒業後の進路相談、卒業生の新規利用に向けた手続き等を円滑に行うことができました。

病院相談事業

<外来>

- (1) 受診相談は2日以内に返答する。
- (2) 福祉サービス等社会資源の紹介・利用に向けた手続き等の支援を行う。

- (1) 受診相談は2日以内に返答できており、滞りなく対応できました。その他必要な手続き等の支援も行うことができました。また、発達障害外来に関しては、看護課と協議、連携した対応ができました。
- (2) 福祉サービス等の社会資源の紹介・利用に向けた、手続き等の支援については、問い合わせの内容等に応じて実施することができました。

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター（受託事業）

- (1) 医療的ケア児等への訪問等により状況把握を行う。
- (2) 本人・家族・医療的ケア児等コーディネーター等からの相談に対応できるよう、関係機関・市町村等と連携を図る。

(1) コロナの感染状況に伴い、医療的ケアの必要な方の自宅訪問は困難な状況もありましたが、延べ62名の相談に対応することができました。

11月は大豊町、2月には南国市と香南市の医療的ケア児の保育所入所、地元小学校への入学について、看護師配置を含め、担当相談支援専門員や県障害福祉課とともに取り組みました。

訪問先は、本山町、中土佐町、東洋町と広がっています。

(2) キッズバリアフリーフェスティバルへのパネリスト参加、国立高知病院分校や希望の家分校での進路研修会、看護学生向けの特別講演会（2回）等での、センター周知にも努めました。

高知県重症心身障害児者支援体制整備協議会では、活動から見えてきた課題として、記述の保育園入所等の看護師配置問題について報告しました。

また、報道取材への対応、沖縄南部療育福祉センターから「きぼうのわ」の視察などもありました。

今後もオンラインによる医療的ケア児等支援センター研修会を含め、情報の提供と収集等を継続するとともに、県・市町村等の関係機関との連携に努めてまいります。

2-7 幡多希望の家医療福祉センター 在宅支援部

さくらんぼホーム（生活介護）

- (1) 安心して利用できる環境を作る
 - (2) 利用者の家族の介護状況を踏まえ、可能なサービスの調整を行う。
 - ・他事業所を併用利用している利用者には、保護者・他事業所に施設の方針を説明し、感染に対して情報共有を依頼する。
 - ・家族に対し、同居家族の感染予防・健康状態の把握と情報の共有を依頼する。
 - ・家族の介護の状況を把握するため、アンケート調査を行う。
- ・利用の状況に応じて、利用日数、入浴回数等の調整を行う。

(1) 幡多地域の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2週間に1度の施設内感染対策委員会に参加し、情報を共有のうえ、事業所として感染対策を講じながらできる限りの受け入れを行いました。

しかしながら、家族の仕事上の理由から、R4年度の利用が1回もなかったご家庭や、同居家族の体調不良等で一定期間利用を控える等、コロナ禍での様々な事情で、延べ利用回数は伸びない状況がありました。

7月・8月は通園内で新型コロナウイルスの感染があったこと、12月・1月には病棟内でのクラスターがあり通園職員も応援で病棟勤務になったこと、などで、一定期間閉園を余儀なくされたこともあり、その際には、利用者の家庭状況等の聞き取りや、代替サービスを他事業所をお願いする等の対応も行いました。

(2) 幡多地域には、医療と福祉を併せ持つ事業所は少なく、幡多希望の家を頼りにされている利用者・ご家族も多い為、感染状況をみながら早期に利用再開が出来る体制を検討していく必要があります。

来年度に向けてのアンケートでは、すべての利用者の希望に添えるような利用回数（入浴回数）での調整ができました。

通園センターさくらんぼ（障害児通所支援：重症心身障害児（多機能型））

- (1) 重症心身障害児のニーズ把握
 - ・保育園やその他関係機関との情報共有に努め、幡多地域の重症心身障害児や医療的ケア児のニーズ把握に努める。
 - ・送迎時の安全を確保する。

(1) 幡多地域で、重心児や医療的ケアの必要な児童の数は少ない状況ですが、利用希望はあります。しかし、新型コロナウイルス感染状況や利用者の骨折などがあって、新規の利用には繋がりませんでした。

令和5年度5月に5類に移行し、利用者及びご家族が安心して通いたいという気持ちになったタイミングで、再度、利用を進めていきたいと考えています。その為にも、今後も相談支援事業所を通じての情報収集は行いながら、利用者及びご家族とのコンタクトを図っていききたいと考えています。

一方で、利用見込みの児童が少ないことから、児童通所の単独事業としての採算は見込めないため、次年度の利用状況と見通しを明確に把握して、生活介護との一体的展開（多機能型）への移行を、年度途中も含めて検討してまいります。

通園センターつくしんぼ（障害児通所支援：発達障害児（児童発達支援））

- (1) 児童発達支援職員の専門性の向上に継続して取り組む。
- (2) 利用者一人ひとりに対する丁寧な療育の実施（利用者の特性に応じた適切な療育の提供）
 - ・保護者との面談を計画的に確保し、丁寧な聞き取りと情報の共有、状態の把握に努める。
 - ・個別支援計画書のスムーズな作成を目指し、優先順位をつけて業務にあたる。
 - ・関係機関との連携を強化する為、積極的に働きかけていく。
 - ・報告、連絡、相談の徹底。

今年度、職員体制を整える為、4名の内2名を発達障害児以外の部署等から異動としました。

また、開所日を月～土曜日と1日増やし、利用時間も児童発達と放デイを朝から夕までと延長したことが、利用増につながったと考えられます。

保護者からは、「送迎を行ってくれることで利用しやすくなった」「利用時間が広がったことで利用できるようになって嬉しい」等の意見も多く聞かれています。

また「利用日や面談で子供の様子を丁寧に聞いてくれ次からの目標に取り入れてくれ助かっている」、「親が困っている話も聞いてくれてアドバイスをくれたりして、気持ちが楽になった」等、親御さんも含めた支援が必須と感じています。

現在、保育士4名（非常勤職員含む）と児童指導員、計5名体制を取っています。

発達障害児の1人1人の特性に合わせた療育活動、保護者支援、保育所等への訪問支援が少しずつ幡多地域へ広まりつつあり、その結果、利用増にもなってきていると考えられ、今後も専門的な知識を研修等で取り入れ事業所の特色を出していく必要があります。

今年度の研修においては、県の主催するリモートでの研修参加等が中心で、利用者を増やすこと、感染状況で研修参加が思う様に出来なかったこと、等の事情もありました。

来年度は、外部事業所の見学研修や実技研修への参加も積極的に行い、レベルアップに繋げていきます。

こうした中で、幡多地域の発達障害児支援の事業所は、他にもいくつかあり、利用者の若干の増はありましたが、採算ベースに乗せるには、非常に厳しい運営の状況です。

このため、他の事業所との役割分担を含めて、児童発達支援の事業のあり方の検討が喫緊の課題となっており、次年度の利用状況と見通しを確認しながら、あり方検討を行ってまいります。

相談支援センター（相談支援）

- (1) 利用者の個別支援計画の更新やモニタリングに遅れが生じないよう確実に行う。
- (2) 相談支援事業を通じた適切な支援を行う
 - ・ソーシャルワークに基づいて、ケアマネジメントの手法を取り入れた丁寧な個別の相談支援を行い、必要なサービス等の調整を行う。
 - ・記録や計画作成などの事務処理を適確に行う。
- (3) 人材育成に努める
 - ・研修や勉強会を通じて、相談支援に関するスキルアップを図る。
 - ・基本相談に関するスキルを獲得するためにOJTや研修、他部署から連携をはかる。

(1) 計画作成は遅れなく更新できましたが、モニタリング報告書の作成が遅れがちになりました。今後、事務処理についてより効率化を図り、遅れないようにしていきます。

(2) 個別の相談を通じて、ニーズを把握し、必要な関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの調整や情報提供、医療や健康に関する不安の軽減、障害特性の理解などの支援を行いました。

計画作成や記録についても、できるだけ滞りなく行うように努めました。

新型コロナ禍のため、オンラインや感染対策に配慮した会議等を実施し、関係機関と連携を図りました。

また、個別の支援会議等を通じて、地域の課題の把握や解決にむけて検討する機会を作ることができ、自立支援協議会、幡多圏域障害福祉地域連携会議に参加し、地域との連携を図ることができました。

(3) スキルアップにつながる研修に、オンライン参加することで、他部署との連携も図ることができました。

市町村相談支援 年間実績

	土佐希望の家	幡多希望の家
延べ件数	419 件	232 件
市町村数	28 市町村	6 市町村

計画相談 年間実績

	土佐希望の家	幡多希望の家
計画	33	38
モニタリング	327	205
合計	360	243

障害児計画相談

	土佐希望の家	幡多希望の家
計画	21	98
モニタリング	38	92
合計	59	190

障害児等療育支援事業

	土佐希望の家	幡多希望の家
訪問	0	2
施設訪問	0	10
健康診査	0	0
外来支援	0	5
保育所等指導	3	0
医ケア児 個別支援計画	0	0
医ケア児 総合調整	0	0
合計	3	17

高知県障害者相談支援アドバイザー事業

土佐希望の家	幡多希望の家
0	0

第3章 令和4年度決算

法人単位資金収支計算書
(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	児童福祉事業収入	14,856,000	18,386,962	△ 3,530,962	
	障害福祉サービス等事業収入	880,509,000	837,094,723	43,414,277	
	医療事業収入	1,485,433,000	1,543,634,781	△ 58,201,781	
	その他の事業収入	230,000	695,120	△ 465,120	
	経常経費寄附金収入	1,604,000	10,582,265	△ 8,978,265	
	受取利息配当金収入	3,813,000	3,977,888	△ 164,888	
	その他の収入	3,982,000	38,575,903	△ 34,593,903	
	事業活動収入計(1)	2,391,183,000	2,453,703,642	△ 62,520,642	
	支出				
人件費支出	1,863,362,000	1,752,301,231	111,060,769		
事業費支出	315,560,000	293,617,967	21,942,033		
事務費支出	162,740,000	152,482,919	10,257,081		
支払利息支出	366,000	365,540	460		
その他の支出	1,016,000	3,364,475	△ 2,348,475		
事業活動支出計(2)	2,343,044,000	2,202,132,132	140,911,868		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	48,139,000	251,571,510	△ 203,432,510		
施設整備等による収支	収入				
	固定資産売却収入		265,609	△ 265,609	
	施設整備等収入計(4)		265,609	△ 265,609	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	14,500,000	14,500,000	0	
	固定資産取得支出	77,313,000	24,073,483	53,239,517	
固定資産除却・廃棄支出		9	△ 9		
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,420,000	1,411,992	8,008		
施設整備等支出計(5)	93,233,000	39,985,484	53,247,516		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 93,233,000	△ 39,719,875	△ 53,513,125		
その他の活動による収支	収入				
	投資有価証券売却収入		2,000	△ 2,000	
	積立資産取崩収入	207,294,000	273,305,154	△ 66,011,154	
	その他の活動による収入	1,183,000	1,420,597	△ 237,597	
	その他の活動収入計(7)	208,477,000	274,727,751	△ 66,250,751	
	支出				
	投資有価証券取得支出		2,000	△ 2,000	
	積立資産支出	263,617,000	504,775,597	△ 241,158,597	
その他の活動による支出		444,610	△ 444,610		
その他の活動支出計(8)	263,617,000	505,222,207	△ 241,605,207		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 55,140,000	△ 230,494,456	175,354,456		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 100,234,000	△ 18,642,821	△ 81,591,179		
前期末支払資金残高(12)	1,055,012	809,670,692	△ 808,615,680		
合併受入支払資金(13)		377,565,317	△ 377,565,317		
当期末支払資金残高(11)+(12)+(13)	△ 99,178,988	1,168,593,188	△ 1,267,772,176		

法人単位事業活動計算書
(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	児童福祉事業収益	18,386,962	12,015,080	6,371,882
	障害福祉サービス等事業収益	837,094,723	612,214,944	224,879,779
	医療事業収益	1,543,634,781	1,074,296,516	469,338,265
	その他の事業収益	695,120		695,120
	経常経費収益	756,000		756,000
	経常経費寄附金収益	10,582,265	20,028,871	△ 9,446,606
	その他の収益	27,738,256	5,510,013	22,228,243
	サービス活動収益計(1)	2,438,888,107	1,724,065,424	714,822,683
	費用			
人件費	1,747,087,148	1,365,381,834	381,705,314	
事業費	293,617,967	198,709,499	94,908,468	
事務費	152,482,919	106,822,955	45,659,964	
減価償却費	153,634,000	109,383,987	44,250,013	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 56,580,433	△ 43,201,890	△ 13,378,543	
その他の費用	3,344,475	716,580	2,627,895	
サービス活動費用計(2)	2,293,586,076	1,737,812,965	555,773,111	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	145,302,031	△ 13,747,541	159,049,572	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	3,977,888	3,266,989	710,899
	その他のサービス活動外収益	10,837,647	385,000	10,452,647
	サービス活動外収益計(4)	14,815,535	3,651,989	11,163,546
	費用			
	支払利息	365,540	469,980	△ 104,440
その他のサービス活動外費用	20,000	33,250	△ 13,250	
サービス活動外費用計(5)	385,540	503,230	△ 117,690	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	14,429,995	3,148,759	11,281,236	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	159,732,026	△ 10,598,782	170,330,808	
特別増減の部	収益			
	固定資産売却益	49,999		49,999
	その他の特別収益	1,400,755	59,988,400	△ 58,587,645
	特別収益計(8)	1,450,754	59,988,400	△ 58,537,646
	費用			
固定資産売却損・処分損	17	16	1	
その他の特別損失	284,670	8,075,000	△ 7,790,330	
特別費用計(9)	284,687	8,075,016	△ 7,790,329	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	1,166,067	51,913,384	△ 50,747,317	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	160,898,093	41,314,602	119,583,491	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1,208,374,136	1,117,543,890	90,830,246
	合併受入活動増減差額(13)	564,061,847		564,061,847
	当期末繰越活動増減差額(14)=(11)+(12)+(13)	1,933,334,076	1,158,858,492	774,475,584
	基本金取崩額(15)			
	その他の積立金取崩額(16)	251,281,034	150,028,470	101,252,564
その他の積立金積立額(17)	487,766,560	100,512,826	387,253,734	
次期繰越活動増減差額(18)=(14)+(15)+(16)-(17)	1,696,848,550	1,208,374,136	488,474,414	

R4年度人件費計算式

※

$$\text{人件費率} = \frac{\text{人件費}}{\text{サービス活動収益} - \text{寄附金収益}}$$

71.95%

76.71%

※R3年度は、賞与引当金戻入を行っている為、下記の計算式で人件費を算出。

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費} - \text{賞与引当金戻入}}{\text{サービス活動収益} - \text{寄附金収益}}$$

R3年度年度賞与引当金戻入
58,174,000

土佐希望の家医療福祉センター 資金収支計算書
 (本部・社会福祉事業・収益事業)
 (自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算 (A)	決算(B)	差異 (A-B)
事業活動による収支	収入			
	児童福祉事業収入	11,200,000	14,659,661	△ 3,459,661
	障害福祉サービス等事業収入	621,764,000	591,083,819	30,680,181
	医療事業収入	1,067,972,000	1,123,784,907	△ 55,812,907
	その他の事業収入	0	395,000	△ 395,000
	経常経費寄附金収入	1,554,000	10,522,345	△ 8,968,345
	受取利息配当金収入	3,800,000	3,954,775	△ 154,775
	その他の収入	3,309,000	28,116,868	△ 24,807,868
	事業活動収入計(1)	1,709,599,000	1,772,517,375	△ 62,918,375
	支出			
	人件費支出	1,341,743,000	1,251,295,847	90,447,153
事業費支出	230,466,000	216,507,459	13,958,541	
事務費支出	112,292,000	109,829,365	2,462,635	
支払利息支出	366,000	365,540	460	
その他の支出	1,016,000	3,364,475	△ 2,348,475	
事業活動支出計(2)	1,685,883,000	1,581,362,686	104,520,314	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	23,716,000	191,154,689	△ 167,438,689	
施設整備等による収支	収入			
	固定資産売却収入		215,609	△ 215,609
	施設整備等収入計(4)	0	215,609	△ 215,609
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	14,500,000	14,500,000	0
固定資産取得支出	63,620,000	15,912,741	47,707,259	
固定資産除却・廃棄支出		9	△ 9	
ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
施設整備等支出計(5)	78,120,000	30,412,750	47,707,250	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 78,120,000	△ 30,197,141	△ 47,922,859	
その他の活動による収支	収入			
	投資有価証券売却収入		0	0
	積立資産取崩収入	205,378,000	270,151,786	△ 64,773,786
	拠点区分間長期借入金収入		318,959,620	△ 318,959,620
	事業区分間繰入金収入		938,726	△ 938,726
	拠点区分間繰入金収入	1,417,000	206,381,145	△ 204,964,145
	その他の活動による収入	1,183,000	1,420,597	△ 237,597
	その他の活動収入計(7)	207,978,000	797,851,874	△ 589,873,874
	支出			
	投資有価証券取得支出		0	0
積立資産支出	259,992,000	501,339,699	△ 241,347,699	
拠点区分間長期貸付金支出		318,959,620	△ 318,959,620	
事業区分間繰入金支出		938,726	△ 938,726	
拠点区分間繰入金支出	1,417,000	206,381,145	△ 204,964,145	
その他の活動による支出		58,950	△ 58,950	
その他の活動支出計(8)	261,409,000	1,027,678,140	△ 766,269,140	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 53,431,000	△ 229,826,266	176,395,266	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△ 107,835,000	△ 68,868,718	△ 38,966,282	
前期末支払資金残高(11)	809,670,692	809,670,692	0	
合併受入支払資金(12)		0	0	
当期末支払資金残高(10)+(11)+(12)	701,835,692	740,801,974	△ 38,966,282	

土佐希望の家 医療福祉センター拠点区分 事業活動計算書

(本部・社会福祉事業・収益事業)

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		前年度決算(B)	当年度決算(A)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	児童福祉事業収益	12,015,080	14,659,661	2,644,581
	障害福祉サービス等事業収益	612,214,944	591,083,819	△ 21,131,125
	医療事業収益	1,074,296,516	1,123,784,907	49,488,391
	その他の事業収益		395,000	395,000
	経常経費寄附金収益	20,028,871	10,522,345	△ 9,506,526
	その他の収益	5,510,013	27,410,868	21,900,855
	サービス活動収益計(1)	1,724,065,424	1,767,856,600	43,791,176
	費用			
	人件費	1,365,381,834	1,245,436,234	△ 119,945,600
事業費	198,709,499	216,507,459	17,797,960	
事務費	106,822,955	109,829,365	3,006,410	
減価償却費	109,383,987	108,286,119	△ 1,097,868	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 43,201,890	△ 40,498,100	2,703,790	
その他の費用	716,580	3,344,475	2,627,895	
サービス活動費用計(2)	1,737,812,965	1,642,905,552	△ 94,907,413	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 13,747,541	124,951,048	138,698,589	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	3,266,989	3,954,775	687,786
	その他のサービス活動外収益	385,000	706,000	321,000
	サービス活動外収益計(4)	3,651,989	4,660,775	1,008,786
	費用			
支払利息	469,980	365,540	△ 104,440	
その他のサービス活動外費用	33,250	20,000	△ 13,250	
サービス活動外費用計(5)	503,230	385,540	△ 117,690	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	3,148,759	4,275,235	1,126,476	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 10,598,782	129,226,283	139,825,065	
特別増減の部	収益			
	事業区分間繰入金収益	1,401,444	938,726	△ 462,718
	拠点区分間繰入金収益		206,381,145	206,381,145
	その他の特別収益	59,988,400	1,400,755	△ 58,587,645
	特別収益計(8)	61,389,844	208,720,626	147,330,782
	費用			
固定資産売却損・処分損	16	9	△ 7	
事業区分間繰入金費用	1,401,444	938,726	△ 462,718	
拠点区分間繰入金費用		206,381,145	206,381,145	
その他の特別損失	8,075,000	58,950	△ 8,016,050	
特別費用計(9)	9,476,460	207,378,830	197,902,370	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	51,913,384	1,341,796	△ 50,571,588	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	41,314,602	130,568,079	89,253,477	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1,117,543,890	1,208,374,136	90,830,246
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,158,858,492	1,338,942,215	180,083,723
	基本金取崩額(14)		0	0
	その他の積立金取崩額(15)	150,028,470	251,281,034	101,252,564
	施設・設備整備積立金取崩額(措置)	150,028,470	251,281,034	101,252,564
	その他の積立金積立額(16)	100,512,826	487,766,560	387,253,734
	人件費積立金積立額(措置)		100,000,000	100,000,000
	施設・設備整備積立金積立額(措置)	100,512,826	387,766,560	287,253,734
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,208,374,136	1,102,456,689	△ 105,917,447	

R4年度決算人件費計算式 ※

人件費率=(人件費/(サービス活動収益-寄附金収益))

76.71%

70.87%

※R3年度は、賞与引当金戻入を行っている為、下記の計算式で人件費を算出。

人件費比率=(人件費-賞与引当金戻入)/(サービス活動収益-寄附金収益)

R3年度年度賞与引当金戻入

58,174,000

幡多希望の家医療福祉センター 資金収支計算書

(本部・社会福祉事業)

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A-B)
事業活動による収支	収入			
	児童福祉事業収入	3,656,000	3,727,301	△ 71,301
	障害福祉サービス等事業収入	258,745,000	246,010,904	12,734,096
	医療事業収入	417,461,000	419,849,874	△ 2,388,874
	その他の事業収入	986,000	1,056,120	△ 70,120
	経常経費寄附金収入	50,000	59,920	△ 9,920
	受取利息配当金収入	13,000	23,113	△ 10,113
	その他の収入	673,000	10,459,035	△ 9,786,035
	事業活動収入計(1)	681,584,000	681,186,267	397,733
	支出			
人件費支出	521,619,000	501,005,384	20,613,616	
事業費支出	85,094,000	77,110,508	7,983,492	
事務費支出	50,448,000	42,653,554	7,794,446	
支払利息支出	0	0	0	
その他の支出	0	0	0	
事業活動支出計(2)	657,161,000	620,769,446	36,391,554	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	24,423,000	60,416,821	△ 35,993,821	
施設整備等による収支	収入			
	固定資産売却収入	0	50,000	△ 50,000
				0
				0
				0
	施設整備等収入計(4)	0	50,000	△ 50,000
支出				
設備資金借入金元金償還支出	0		0	
固定資産取得支出	13,693,000	8,160,742	5,532,258	
固定資産除却・廃棄支出	0		0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,420,000	1,411,992	8,008	
施設整備等支出計(5)	15,113,000	9,572,734	5,540,266	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 15,113,000	△ 9,522,734	△ 5,590,266	
その他の活動による収支	収入			
	投資有価証券売却収入	0	2,000	△ 2,000
	積立資産取崩収入	1,916,000	3,153,368	△ 1,237,368
	拠点区分間長期借入金収入	0	16,662,785	△ 16,662,785
	事業区分間繰入金収入			0
	拠点区分間繰入金収入			0
	その他の活動による収入			0
	その他の活動収入計(7)	1,916,000	19,818,153	△ 17,902,153
	支出			
	投資有価証券取得支出	0	2,000	△ 2,000
積立資産支出	3,625,000	3,435,898	189,102	
拠点区分間長期貸付金支出	0	16,662,785	△ 16,662,785	
事業区分間繰入金支出			0	
拠点区分間繰入金支出			0	
その他の活動による支出	0	385,660	△ 385,660	
その他の活動支出計(8)	3,625,000	20,486,343	△ 16,861,343	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 1,709,000	△ 668,190	△ 1,040,810	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	7,601,000	50,225,897	△ 42,624,897	
前期末支払資金残高(11)			0	
合併受入支払資金(12)	377,565,317	377,565,317	0	
当期末支払資金残高(10)+(11)+(12)	385,166,317	427,791,214	△ 42,624,897	

幅多希望の家 医療福祉センター拠点区分 事業活動計算書

(本部・社会福祉事業)

(白)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		前年度決算(B)	当年度決算(A)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	児童福祉事業収益	3,663,091	3,727,301	64,210
	障害福祉サービス等事業収益	259,023,170	246,010,904	△ 13,012,266
	医療事業収益	415,694,920	419,849,874	4,154,954
	その他の事業収益	7,279,595	1,056,120	△ 6,223,475
	経常経費寄附金収益	259,600	59,920	△ 199,680
	その他の収益	69,541	327,388	257,847
	サービス活動収益計(1)	685,989,917	671,031,507	△ 14,958,410
	費用			
	人件費	513,104,919	501,650,914	△ 11,454,005
	事業費	69,464,916	77,110,508	7,645,592
	事務費	43,550,083	42,653,554	△ 896,529
	減価償却費	46,783,570	45,347,881	△ 1,435,689
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 16,105,185	△ 16,082,333	22,852	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	656,798,303	650,680,524	△ 6,117,779	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	29,191,614	20,350,983	△ 8,840,631	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	37,737	23,113	△ 14,624
	その他のサービス活動外収益	656,605	10,131,647	9,475,042
	サービス活動外収益計(4)	694,342	10,154,760	9,460,418
	費用			
	支払利息	0	0	0
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計(5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	694,342	10,154,760	9,460,418	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	29,885,956	30,505,743	619,787	
特別増減の部	収益			
	固定資産売却益	0	49,999	49,999
	事業区分間繰入金収益			0
	拠点区分間繰入金収益			0
	その他の特別収益			0
	特別収益計(8)	0	49,999	49,999
	費用			
	固定資産売却損・処分損	5,475	8	△ 5,467
	事業区分間繰入金費用	0	0	0
	拠点区分間繰入金費用			0
その他の特別損失	0	225,720	225,720	
特別費用計(9)	5,475	225,728	220,253	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 5,475	△ 175,729	△ 170,254	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	29,880,481	30,330,014	449,533	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	554,181,366	0	△ 554,181,366
	合併受入活動増減差額(13)		564,061,847	564,061,847
	当期末繰越活動増減差額(14)=(11)+(12)+(13)	584,061,847	594,391,861	10,330,014
	基本金取崩額(15)		0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0
	施設・設備整備積立金取崩額(措置)	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	20,000,000	0	△ 20,000,000
	人件費積立金積立額		0	0
	施設・設備整備積立金積立額	20,000,000	0	△ 20,000,000
	次期繰越活動増減差額(18)=(14)+(15)+(16)-(17)	564,061,847	594,391,861	30,330,014
R4年度決算人件費計算式		※		
人件費率=人件費/(サービス活動収益-寄附金収益)		74.83%	74.76%	

第4章 土佐希望の家 医療福祉センター
幡多希望の家 医療福祉センター
の利用者状況等

4-1 外来

1. 令和4（2022）年度の外来利用者は、延べ人数6,895人（土佐5,484人、幡多1,411人）でした。

【外来利用者の延べ人数の推移】

（単位：人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28 (2016) 年度	土佐	240	240	275	284	275	254	244	300	266	289	307	366	3,340
	幡多	227	202	210	213	217	215	220	239	246	222	235	263	2,709
平成29 (2017) 年度	土佐	313	332	369	302	333	324	360	350	332	300	318	358	3,991
	幡多	239	226	262	251	241	231	211	208	215	204	155	175	2,618
平成30 (2018) 年度	土佐	381	386	399	397	394	368	464	390	382	389	420	457	4,827
	幡多	168	166	164	181	202	149	191	178	155	158	143	155	2,010
令和元 (2019) 年度	土佐	440	428	430	445	418	393	472	436	385	409	380	389	5,025
	幡多	145	160	141	157	134	136	145	123	131	117	121	126	1,636
令和2 (2020) 年度	土佐	324	326	446	435	454	440	477	425	438	446	425	521	5,157
	幡多	81	90	120	147	136	150	158	148	146	148	151	179	1,654
令和3 (2021) 年度	土佐	448	418	507	416	484	454	477	452	440	416	326	484	5,322
	幡多	145	114	155	154	122	147	153	153	148	133	117	139	1,680
令和4 (2022) 年度	土佐	451	437	411	434	572	414	428	485	483	457	430	482	5,484
	幡多	109	120	130	123	109	135	129	167	118	23	111	137	1,411

2. 令和4（2022）年度の外来リハビリについては、延べ5,165人（土佐3,857人、幡多1,308人）の利用がありました。

4-2 入所

1. 病棟入所者及び短期入所の上半期の状況は、以下のとおりです。

【入所】

（単位：人）

土佐希望の家 医療福祉センター		令和4（2022）年 4月	入退所	令和5（2023）年 3月末日現在
1病棟（知的） （特殊疾患病棟入院料2）	定員	40	入所1、退所1	40
	現員	39		39
2病棟（重症） （障害者施設等入院基本料7：1）	定員	53	退所2、転入2	53
	現員	50		50
3病棟（肢体） （特殊疾患病棟入院料2）	定員	49	入所2、退所1、 転出2	49
	現員	47		46
合 計	定員	142	入所3、退所4	142
	現員	136		135

令和4年度は、3名の方がご逝去され、1名の方が施設を変わり、3名の方が新規に入所しました。
最高年齢：81歳、最低年齢：10歳、平均年齢：48.6歳

(単位：人)

幡多希望の家 医療福祉センター		令和4 (2022) 年 4月	人退所	令和5 (2023) 年 3月末日現在
特殊疾患病棟入院料1	定員	51	退所1	51
	現員	49		48

令和5年1月に1名の方がご逝去されました。

最高年齢：92歳、最低年齢：3歳、平均年齢：48.5歳

年 度	入院件数	入院延べ日数
平成30 (2018) 年度	9	138
令和元 (2019) 年度	7	83
令和2 (2020) 年度	8	179
令和3 (2021) 年度	8	211
令和4 (2022) 年度	10	179

外部医療機関受診は70件でした。

【短期入所一日平均利用者数】

(単位：人)

土佐希望の家 (6床)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
タイムステイ	0.43 (13)	0.48 (15)	0.15 (2)	0.35 (11)	0.22 (4)	0.55 (6)
ショートステイ	3.47 (104)	2.39 (74)	3.62 (47)	3.00 (93)	1.56 (28)	2.09 (23)
計	3.90 (117)	2.87 (89)	3.77 (49)	3.35 (104)	1.78 (32)	2.64 (29)
開所日数	30日	31日	13日	31日	18日	11日

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均 利用者数 (今年度)	1日平均 利用者数 (昨年度)
0.68 (21)	0.60 (18)	0.25 (7)	0.29 (8)	0.50 (14)	0.52 (16)	0.44 (135)	0.32 (115)
3.58 (111)	3.80 (114)	3.29 (92)	2.43 (68)	3.04 (85)	4.00 (124)	3.11 (963)	3.23 (1,147)
4.26 (132)	4.40 (132)	3.54 (99)	2.71 (76)	3.54 (99)	4.52 (140)	3.54 (1,098)	3.55 (1,262)
31日	30日	28日	28日	28日	31日	310日	359日

※括弧書きは延べ人数

令和4 (2022) 年度の一日平均利用者数は、昨年度3.55人から3.54人とほぼ同じでしたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症による病棟でのクラスターの発生により、延べ人数及び開所日数が昨年度より減少しています (昨年度は、利用自粛の影響)。

(単位：人)

幡多希望の家 (2床)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ショートステイ	0 (0)	0 (0)	0.2 (6)	0.35 (11)	0.32 (10)	0.7 (21)
タイムステイ	0.03 (1)	0.23 (7)	0.2 (6)	0.13 (4)	0.13 (4)	0.13 (4)
日中一時	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.03 (1)	0.03 (1)
計	0.03 (1)	0.23 (7)	0.4 (12)	0.48 (15)	0.48 (15)	0.86 (26)
開所日数	30日	31日	30日	31日	31日	30日

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均利用者数 (今年度)	1日平均利用者数 (昨年度)
0.71 (22)	0.97 (29)	0.68 (15)	0.00 (0)	0.82 (23)	1.90 (59)	0.60 (196)	0.48 (176)
0.19 (6)	0.20 (6)	0.05 (1)	1.00 (2)	0.21 (6)	0.26 (8)	0.17 (55)	0.20 (74)
0.13 (4)	0.06 (2)	0.13 (3)	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)	0.03 (11)	
1.03 (32)	1.23 (37)	0.86 (19)	1.00 (2)	1.03 (29)	2.16 (57)	0.77 (252)	0.68 (250)
31日	30日	22日	2日	28日	31日	327日	365日

※括弧書きは延べ人数

令和4年度も、新型コロナウイルス感染対策として、上半期は病棟外(管理棟)での短期入所受け入れを行って来ましたが、下半期からは病棟内一室を短期入所部屋として準備受け入れが出来たことで一定の利用増に繋がった。

4-3 通所

1. 生活介護及び放課後等デイサービスの上半期の状況は、以下のとおりです。

【通所一日平均利用者数】

(単位：人)

土佐希望の家	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活介護	20	17.43 (366)	16.59 (365)	17.25 (207)	17.10 (359)	16.55 (364)	17.89 (161)
放課後デイ	多機能型 5	2.90 (58)	1.95 (37)	2.00 (24)	3.20 (64)	4.09 (90)	2.10 (21)
児童発達支援		0.50 (10)	0.59 (13)	0.58 (7)	0.62 (13)	0.41 (9)	0.56 (5)
計	25	21.05 (434)	19.13 (415)	19.83 (238)	20.92 (436)	21.05 (463)	20.55 (187)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均利用者数 (今年度)	1日平均利用者数 (昨年度)
17.43(366)	17.19(361)	16.06(257)	17.15(343)	16.85(337)	17.05(375)	17.01(3,861) 年間227日	17.58(4,325) 年間246日
1.85(37)	2.20(44)	2.19(35)	2.56(46)	2.21(42)	3.05(67)	2.59(565) 年間218日	2.67(647) 年間242日
0.57(12)	0.62(13)	0.50(8)	0.55(11)	0.60(12)	0.55(12)	0.55(125) 年間226日	0.00(0)
19.85(415)	20.01(418)	18.75(300)	20.26(400)	19.66(391)	20.65(454)	20.15(4,551)	20.25(4,972)

※括弧書きは延べ人数

生活介護及び放課後等デイサービスの1日平均利用者数については、今年度は病棟でのクラスター発生により、閉所したため、開所日数と延べ利用者数が減少しましたが、それぞれ微減にとどまりました。

一方、児童発達支援については、契約者数1名で昨年度と同じでしたが、利用者の体調が安定し、利用回数が増えました。

重心通所

(単位：人)

幡多希望の家 (さくらんぼ)	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生活介護	10	13 (152)	14 (165)	14 (179)	14 (128)	13 (96)	15 (144)
放課後デイ	5	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (10)	0 (0)
児童発達支援	5	3 (13)	3 (15)	3 (18)	3 (9)	3 (16)	3 (15)
保育所等訪問	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	20	16 (165)	17 (180)	17 (197)	18 (139)	17 (122)	18 (159)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均 利用者数 (今年度)	1日平均 利用者数 (昨年度)
16 (166)	16 (172)	16 (144)	15 (58)	16 (163)	16 (192)	7.85 (1,759) 年間224日	8.47 (2,110) 年間249日
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (8)	0.09 (20) 年間219日	0.12 (29) 年間242日
3 (6)	3 (14)	3 (16)	3 (8)	3 (13)	3 (20)	0.74 (163) 年間219日	1.67 (405) 年間242日
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19 (172)	19 (186)	19 (160)	18 (66)	19 (176)	21 (220)	8.68 (1,942)	10.26 (2,544)

※括弧書きは延べ人数

発達障害通所

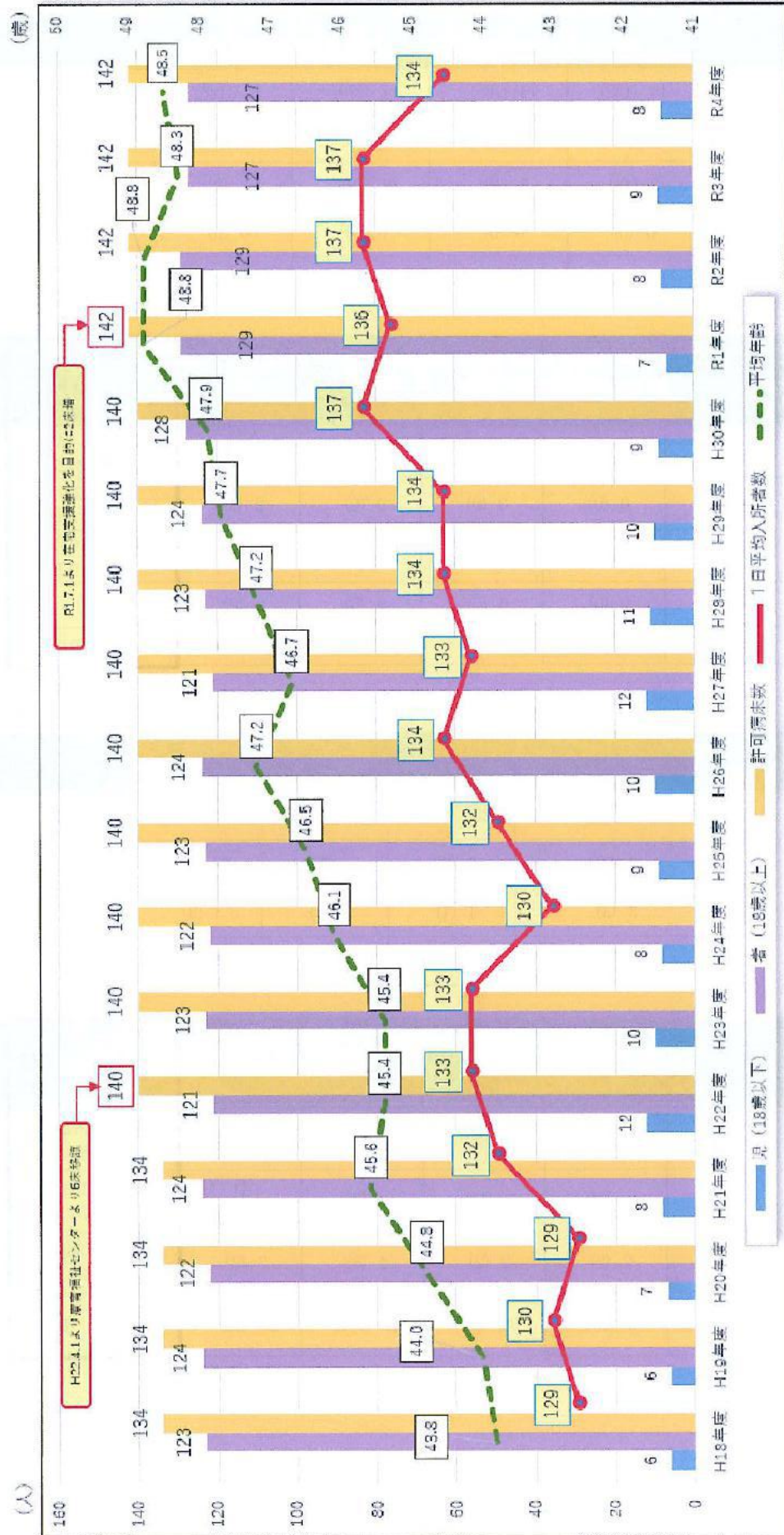
(単位：人)

幡多希望の家 (つくしんぼ)	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月
放課後デイ	10	35 (137)	33 (114)	33 (151)	37 (171)	34 (221)	35 (147)
児童発達支援	10	4 (7)	3 (6)	7 (11)	5 (11)	3 (8)	6 (15)
保育所等訪問	—	3 (3)	4 (4)	2 (3)	3 (3)	2 (3)	2 (3)
計	20	42 (147)	40(124)	42(165)	45(185)	39(232)	43(165)

10月	11月	12月	1月	2月	3月	1日平均 利用者数 (今年度)	1日平均 利用者数 (昨年度)
36(125)	32(139)	30(115)	27(82)	33(132)	36(188)	6.06(1,722) 年間284日	4.33 (1,104) 年間255日
8 (18)	8 (27)	8 (17)	8 (11)	10 (24)	11 (28)	0.66 (183) 年間276日	0.35 (86) 年間247日
2 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	4 (5)	3 (3)	0.13 (36) 年間276日	0.37 (91) 年間247日
46 (146)	42 (168)	40 (134)	37 (95)	47 (161)	50 (219)	6.85 (1,941)	5.05 (1,281)

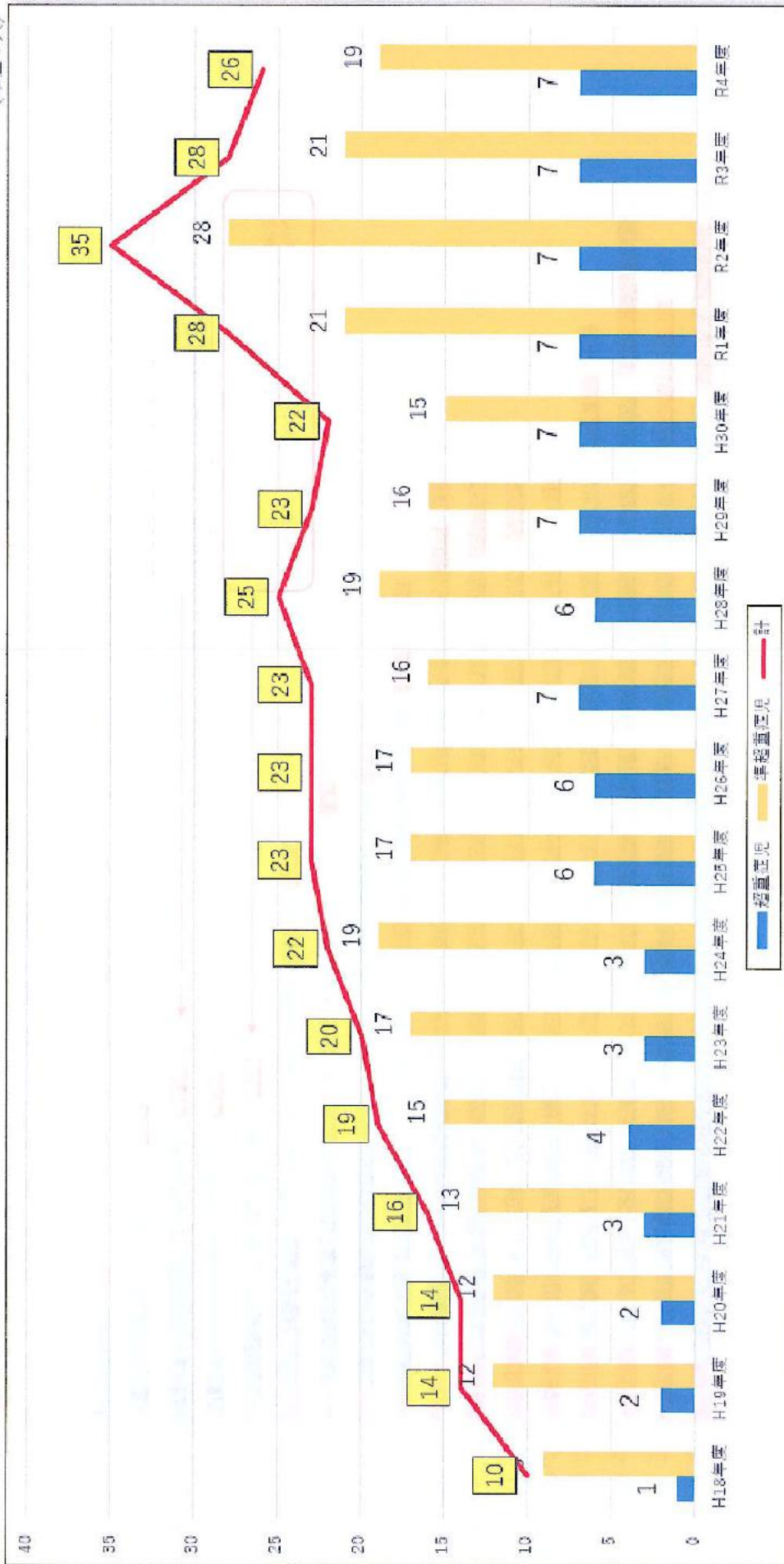
※括弧書きは延べ人数

1 入所見(者)の推移



2 入所児（者）における準・超重症児の推移

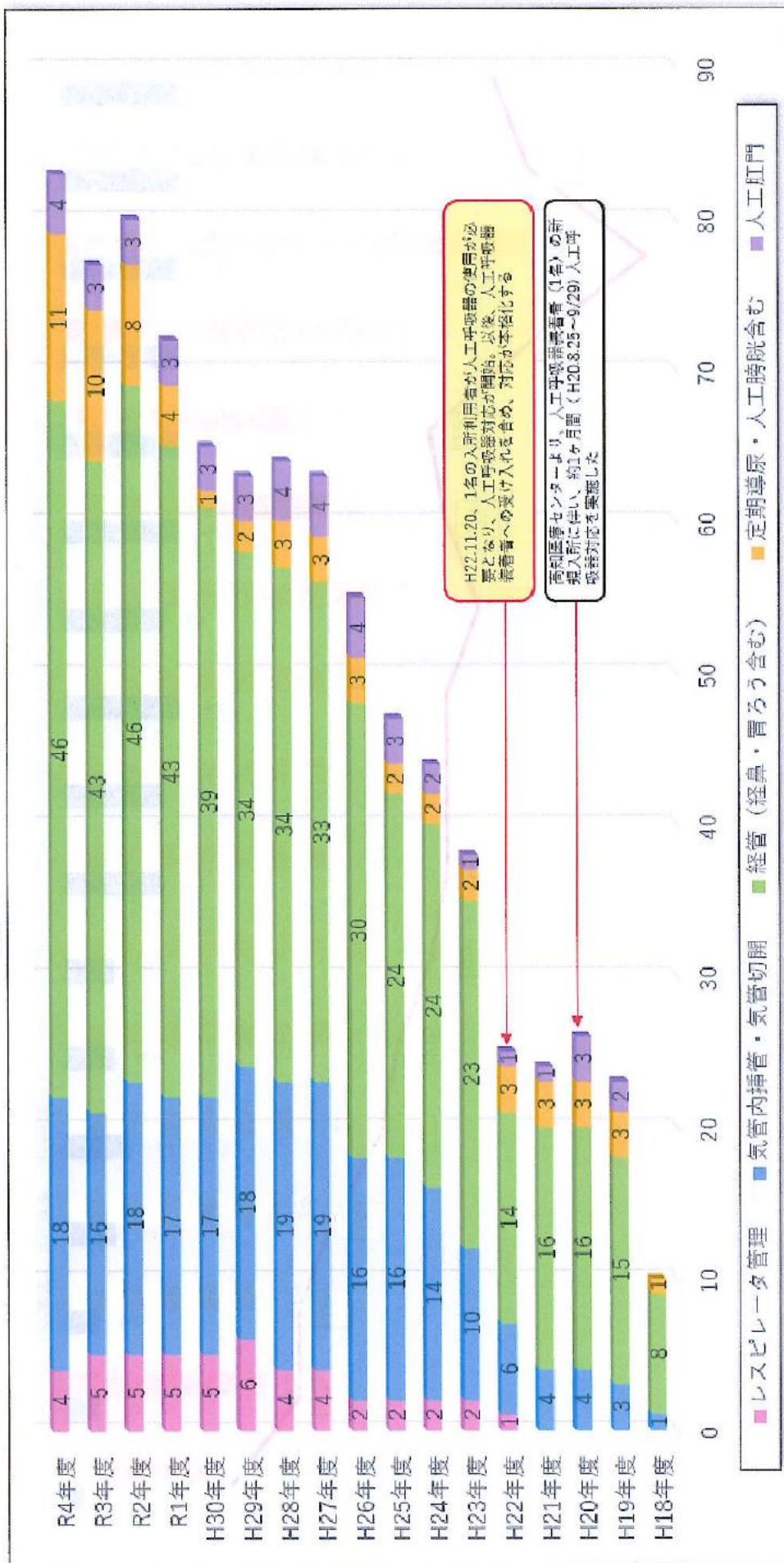
(単位：人)



2023.04.01現在記

3 医療的ケア児（者）の推移

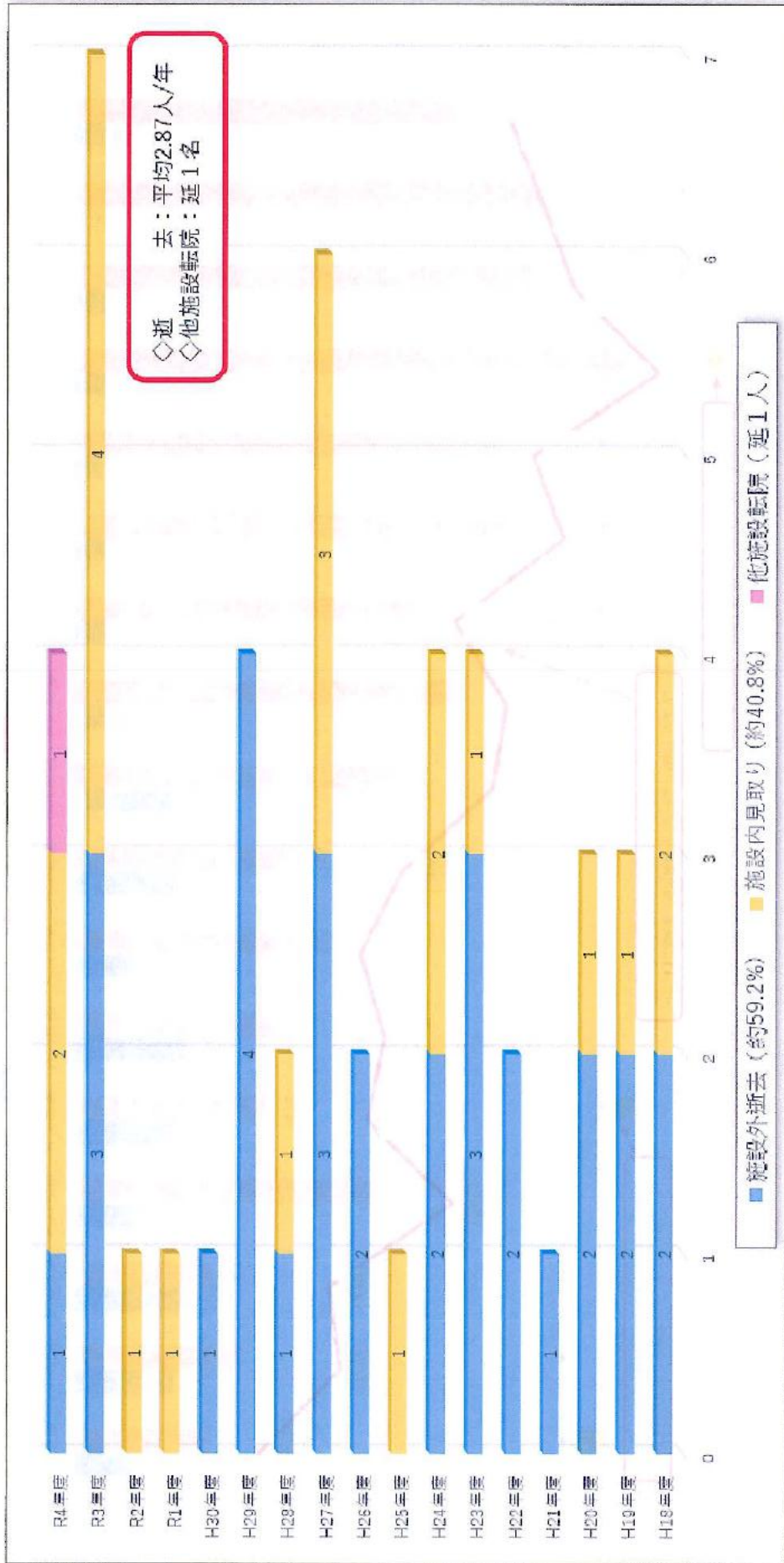
(単位：人)



2022.03.31現在

4 退所（逝去）・転院状況の推移

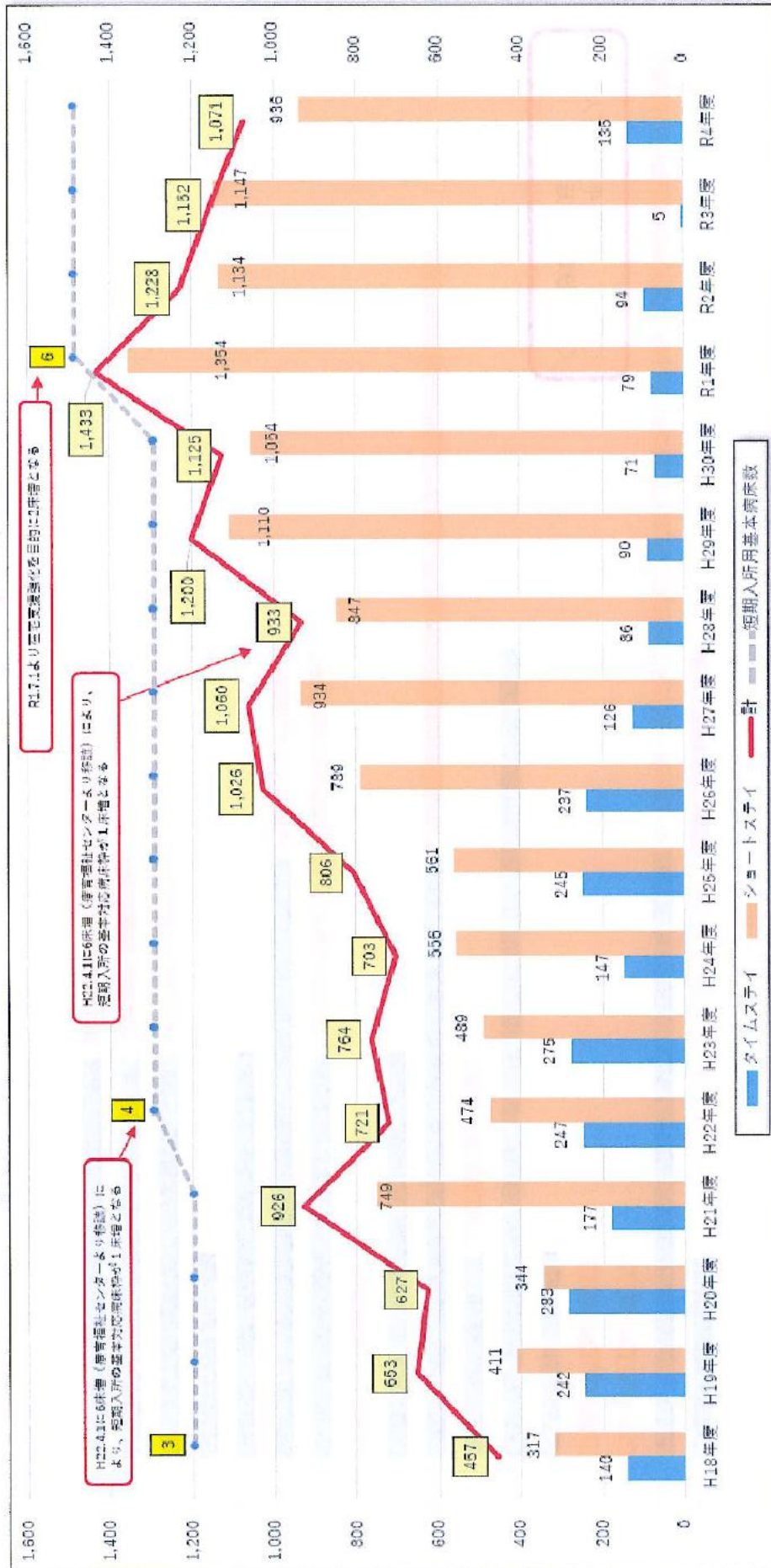
(単位：人)



2022.03.31現在記

5 短期入所の推移

(単位：人)



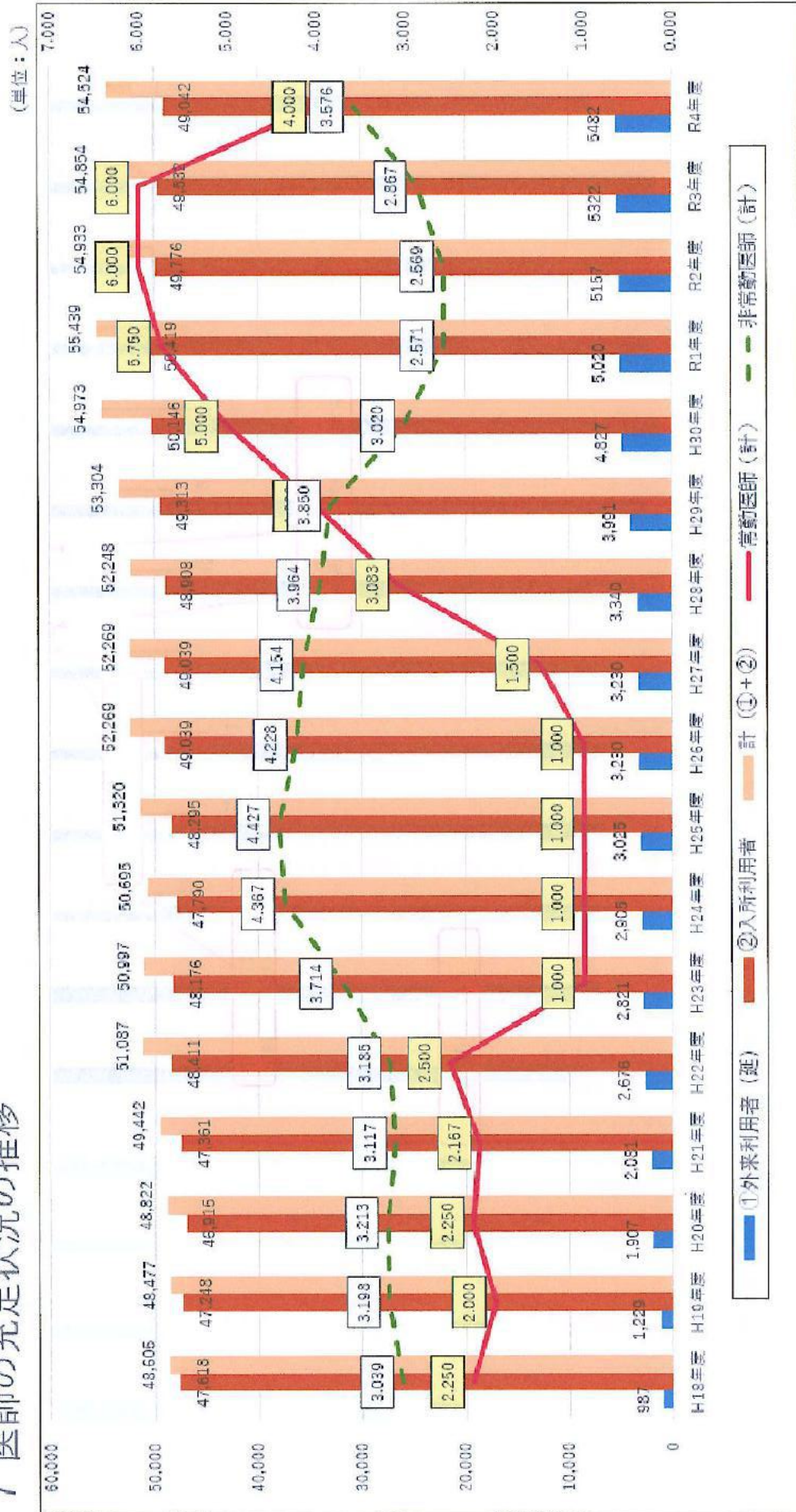
6 通所系事業に係る延利用者数の推移

(単位：人)

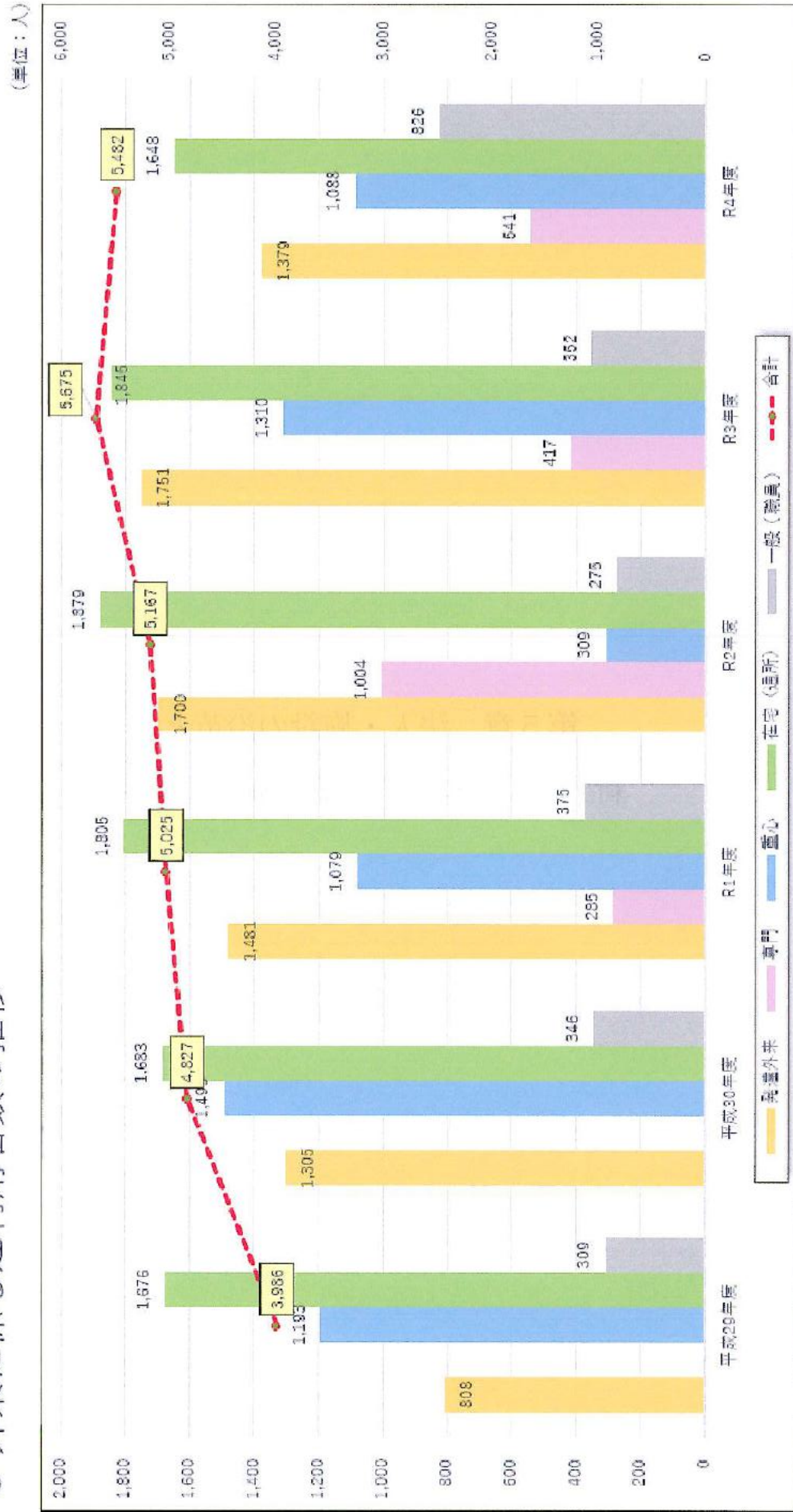


2022.03.31現在記

7 医師の充足状況の推移



8 外来に係る延利用者数の推移



第5章 法人・施設の沿革と
新型コロナウイルス感染症等の概要

5-1 沿革

社会福祉法人 土佐希望の家		社会福祉法人 幡多福祉会	
1966年	土佐山田町で私費により養護施設「土佐・希望の家」を開設（競輪の賞金が運営資金に）		
1970年	南国市小籠に重症心身障害児施設「土佐・希望の家」（定員50名）を設置		
1972年	定員70名 南国市立長岡小学校分室設置 「財団法人土佐・希望の家」法人名称変更		
1973年	南国市立鷹ヶ池中学校分室設置 定員80名		
1976年	定員100名		
1978年	高知県立若草養護学校分室設置		
1981年	高知県立若草養護学校高等部設置		
1984年	定員105名		
1985年	「社会福祉法人 高知心身障害児（者）福祉協会」法人名称変更		
1987年	「地域交流ホーム」建設 心身障害児通園事業・やまびこ教室開設		
1990年	「第二土佐希望の家」開園（定員50名） 既存施設を「第一土佐希望の家」（定員90名）に変更		
1992年	「社会福祉法人 土佐希望の家」法人名称変更 「第一・希望の家」「第二・希望の家」施設名称変更		
1995年	「第二・希望の家地域交流ホーム」建設 B型通園モデル事業やまももホーム開設	1995年	「幡多地区障害児者の福祉を考える会」発足 高知県知事に陳情・要望書提出 「重症心身障害児者施設建設委員会」設置 「幡多希望の家を支援する会」結成
1997年	A型通園事業やまももホーム開設	1997年	社会福祉法人幡多福祉会設立認可 幡多希望の家竣工落成～開園（定員45名）
2000年	「第一・希望の家」定員84名に変更		
		2001年	重症心身障害児（者）通園事業（B型）開始
		2003年	入所定員47名に変更（2床増床）（4月） 児童・知的障害者短期入所事業開始
2006年	「第一・希望の家」廃止 「第二・希望の家」を「土佐希望の家」に名称変更し定員134名に変更		
2007年	在宅支援センター（A型通園事業所）を病院施設に届出	2007年	入所定員51名に変更（4床増床） ヘルパーステーション（訪問介護事業・重度訪問介護事業等）開始
		2008年	幡多希望の家相談支援センター開始
		2009年	幡多希望の家さくらんぼホーム（生活介護事業）（定員10名）開始
2010年	「土佐希望の家」定員140名に変更 A型通園事業をB型通園事業に変更 生活介護事業（定員20名）を開始 創立40周年記念式典（於：高知新阪急ホテル）		
2011年	機能訓練室増築工事		
2012年	「重症心身障害児者施設 土佐希望の家」に施設名称変更（医療型障害児入所施設と療養介護事業所の一体運営） 児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業（定員あわせて5名）を開始	2012年	重症心身障害児（者）施設から医療型障害児入所施設・療養介護事業「幡多希望の家」に移行 幡多希望の家通園センターさくらんぼ（障害児通所支援事業：多機能型）開始（定員5名（主として重症心身障害児）） （B型から移行）
		2013年	6月、幡多希望の家通園センターつくしんぼ（障害児通所支援事業：児童発達支援センター）開始（定員10名）
2014年	通園事業所増築工事		
2015年	南国市と福祉遊樂所の設置運営に関する協定締結 保育所等訪問支援事業開始		
2017年	「土佐希望の家 医療福祉センター」に施設名称変更	2017年	幡多希望の家創立20周年
2019年	「土佐希望の家 医療福祉センター」定員142名に変更 医局・厨房棟増改築工事		
2020年	土佐希望の家創立50周年		
2022年	社会福祉法人 幡多福祉会と統一合併（法令上は吸収合併）、法人名「社会福祉法人 土佐希望の家」		

歴代理事長・施設長

理事長就任日			施設長就任日		
年月日	土佐希望の家	幡多福祉会	年月日	土佐・希望の家 (第一希望の家)	幡多希望の家
1966年12月27日	坂本 昭				
1969年 5月30日	紫藤 貞美				
			1970年 6月 1日	末光 茂	
			1971年 1月11日	山岡 鹿吉	
			1971年 5月 1日	長田 松義	
			1971年12月 1日	宮下 ふく	
			1972年12月 1日	吉浦 一雄	
1983年 2月 1日	山崎 勲				
			1988年 4月 1日	木村 元彦	
			1990年 5月	第一希望の家に名 称変更	第二希望の家 (土佐希望の家)
			1990年 5月 1日		川上 文
			1994年 4月 1日		筒井 章夫
1996年 3月		山崎 勲			
			1997年 4月 1日		武市 知己
			1997年 9月 1日		小槻 智丸
			1999年 1月 1日	荒木 久美子	
2002年 2月16日	池川 順子		2002年 4月 1日		川久保 敬一
			2002年 9月 1日		鮎川 宗祐
			2003年 4月 1日		大石 尚文
2003年 5月25日		森本 哲	2003年 6月 1日		久我 哲郎
			2006年4月1日	第一・希望の家廃院 (第二希望の家横に移転改築) 第二・希望の家と合わせて「土佐希望の家」に施設名称変更	
2006年 4月 1日	浦松 金吉		2006年 4月 1日	浦松 金吉	
2006年10月28日		久我 哲郎	2006年 4月12日	深田 潤	
2006年11月 1日	門田 正垣		2006年11月 1日	宮崎 正章	
			2007年 1月 1日	泉 喜策	宮崎 正章
			2007年 4月 1日	國富 泰二	
			2008年 4月 1日	江口 壽榮夫	
2009年 4月 1日		長岡 常雄			
			2010年 3月10日		木村 清次
			2010年10月 1日	長 博雪	
2010年10月25日		松浦 英夫	2010年10月25日		長岡 常雄
2016年 4月 1日		小椋 茂昭	2016年 5月 1日		山本 洋
			2018年 4月 1日	吉川 清志	
			2020年 4月 1日		島田 誠一
2022年 4月 1日	法人合併				
	門田 正垣			吉川 清志	島田 誠一

5-2 新型コロナウイルス感染症等の概要

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
1/16 国内で一人目の感染者確認		
2/4 ダイヤモンドプリンセス号横浜港に到着		
2/13 国内初の死者を確認		
		2/20 感染防止対策を事業所内に周知
		2/26 入所：全館面会禁止、在宅：発熱者等の利用制限及び入館前の体温測定を実施
	2/29 県内で一人目の感染者確認	
		3/19 風邪症状が出たときの対応を周知
3/29 志村けん氏が新型コロナウイルスに感染し死亡		
		4/2 喫煙所閉鎖、濃厚接触者の定義を周知
		4/6 感染防止対応について再度周知
4/7 7都道府県に対し緊急事態宣言発令		
	4/9 外出自粛（4/26まで）を県民に要請、県内の一日の感染者最高値（10人）を記録	
	4/13～24 高知県立37校が臨時休校	
	4/15 県内初の死亡者を確認	
4/16 緊急事態宣言（5/6まで）を全国に発令		4/16 職員または利用者がウイルスに感染した場合の対応を周知
	4/17 緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の対応を発出（利用自粛の協力要請）、外出自粛を5/6まで延長	4/17 通所事業及び短期入所の利用自粛の協力要請を在宅利用者へ発出
	4/21～5/6 高知県立全校が休校	
	4/22 接待を伴う飲食店等に休業要請、居酒屋等に時間短縮での営業要請（4/24～5/6）	
5/4 緊急事態宣言（5/31まで）延長発令		
	5/7～5/22 休校を延長	5/7 新型コロナウイルス感染症への対応を継続

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
	5/7 外出自粛、休業等要請を解除	
		5/8 病棟間交流等を一部解除
5/14 39 県に対し、緊急事態宣言を解除		5/14 通所事業及び短期入所の利用自粛を解除
5/25 緊急事態宣言を全面解除		5/31 オンラインによる面会開始
		6/17 窓越し面会試行的に開始
		6/21 窓越し面会開始
7/2 東京都の1日の新規感染者数が5月2日以来100人を超える。		7/5 対面での面会開始(特定の部屋で少人数、一定の距離を保つなど一定の条件あり)
7/4 国内感染者2万人を超える。		7/6 フェイスシールド装着を試行的に開始
7/9 東京都で最多の244人感染		
7/15 東京、最高警戒レベルに		
7/20 国内死者1,000人超		
7/22 GoToキャンペーンスタート(東京除く)		
7/25 国内感染者3万人を超える。		
7/29 1日最多1,200人超、岩手でも報告		
8/10 国内感染者5万人を超える。	8/15 障害者支援施設あじさい園で入所者と職員12名が感染(クラスター)。	
	8/16 陽性者5名(うち4名はあじさい園)を確認	8/16 3月から開催中止としていた保護者会を6カ月ぶりに通所ホールで開催
	8/17 陽性者1名(あじさい園入所者)を確認	8/21 あじさい園のクラスターを受け、臨時の院内感染対策委員会を開催(当施設内でクラスターが発生した時の具体の対策を審議)
10/2 トランプ大統領が新型コロナウイルスに感染		10/4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受けるため、補正予算を組みました。
10/12 ヨーロッパで感染急拡大		
10/14 フランスが非常事態宣言		
11/7 北海道警戒ステージ3に営業時短要請		

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
11/20 GoToキャンペーン見直しを提言		
12/1 北海道療育園24名（利用者15、職員8）感染（クラスター）	12/1 感染対策の目安のステージを最も低い「感染観察（緑）」から「注意（黄）」へ	
12/3 大阪 医療非常事態宣言	12/2 ステージを「警戒（オレンジ）」へ	
12/5 GoToトラベル全国一時停止へ		
12/8 英で新型コロナウイルスのワクチン接種開始	12/9 ステージを「特別警戒（赤）」へ	
12/14 米で新型コロナウイルスのワクチン接種開始	12/14 飲食店等へ営業時間短縮の協力要請	12/14 臨時院内感染対策委員会開催し、県の感染対策ステージの最高位「非常事態（紫）」対応へ
	12/15 細木病院で入院患者13名と職員4名が感染（クラスター）。	
	12/16 南国中央病院で入院患者と職員合わせて8名が感染（クラスター）。	
12/21 全国感染者数20万人超		
12/31 東京の感染者1,337人（初の1,000人超え）に		
2021（令和3年）		
1/4 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県において「緊急事態行動」を要請（8日～31日まで）。		
1/7 上記の都県に「緊急事態宣言（1/8～2/7まで）」発令		
1/13 大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県に「緊急事態宣言（2/7まで）」発令		
	1/22 高知県の感染対応の目安のステージを「警戒（オレンジ）」へ	
2/2 「緊急事態宣言」栃木県を除く10都道府県で3/7まで延長		2/5 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保についての説明会（土長医師会）に参加
	2/22 高知県4日連続感染者なし 感染対応の目安のステージを「注意（黄）」へ引き下げ	
3/5 「緊急事態宣言」1都3県に対し、3/21まで延長		3/5 院内感染対策委員会で新型コロナウイルス感染症への対応について、一部緩和

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
		3/9 V-SYSに登録し、医療従事者優先接種 196名の予診票をプリントアウト
3/21 首都圏1都3県の「緊急事態宣言」を解除		
		3/29 第1回目の新型コロナワクチン接種 (医療従事者優先接種)を開始(4月2日まで)
4/5 「まん延防止等重点措置」大阪・兵庫・宮城に適用	4/5 高知県、感染対応の目安のステージを「警戒(オレンジ)」へ引き上げ	4/2 第1回目ワクチン接種終了(186名が接種)
4/12 「まん延防止等重点措置」東京・京都・沖縄に適用		
4/20 「まん延防止等重点措置」埼玉・千葉・神奈川・愛知に適用	4/19 東京オリンピックの聖火リレー (4/20までの2日間)	4/19 第2回目の新型コロナワクチン接種 (医療従事者優先接種)を開始(4月22日まで)
4/25 東京、大阪、兵庫、京都に「緊急事態宣言(3回目)」 愛媛県に「まん延防止等重点措置」適用	4/23 高知市でワクチン接種の予約受付開始	4/22 第2回目ワクチン接種終了(185名が接種(うち1名は1回目の接種))
5/9 「まん延防止等重点措置」北海道、岐阜、三重に適用	5/6 高知市で65歳以上の高齢者へのワクチン接種開始	5/1 南国市の集団接種(高齢者)に医師ら協力を開始 6/26まで
5/11 宮城「まん延防止等重点措置」適用期間終了		
5/12 愛知、福尾家に「緊急事態宣言」		
5/15 北海道、岡山、広島に「緊急事態宣言」		
5/16 「まん延防止等重点措置」群馬、石川、熊本に適用		
5/23 沖縄に「緊急事態宣言」	5/24 感染対策の目安のステージを「特別警戒(赤)」へ	
	5/26～ 営業時間短縮の協力要請(高知市 6/20まで、四万十市6/8まで)	
6/17 北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、福岡の7都道府県「緊急事態宣言」解除し「まん延防止等重点措置」へ(沖縄は継続、岡山、広島は解除)		6/14～16 65歳以上の入所者36名に1回目のワクチン接種
		6/22・24・7/1 医療従事者優先接種(追加分)1回目(職員23、入所者2)

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
		6/29・7/1 医療従事者優先接種（追加分・他医療機関）1回目（職員1、他医療機関21、入所者2）
		7/5 在宅の利用者宛てにワクチン接種の案内発送
	7/4 南国市の集団接種で高齢者が接種後に死亡（因果関係不明）	7/5～7 65歳以上の入所者36名に2回目のワクチン接種
7/12 東京に緊急事態宣言（4回目）発令 8/22まで 沖縄も8/22まで宣言延長、埼玉、千葉、神奈川、大阪「まん防」8/22まで延長、北海道、愛知、京都、兵庫、福岡は7/11まで		7/12～ 65歳未満の入所者に1回目のワクチン接種 7/13・15 医療従事者優先接種（追加分）2回目
7/23 東京オリンピック開幕		7/20・21 医療従事者優先接種（他医療機関）2回目
8/2 埼玉、千葉、神奈川、大阪に緊急事態宣言 北海道、石川、兵庫、京都、福岡に「まん防」適用		8/2～17 65歳未満の入所者に2回目のワクチン接種
8/8 福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本に「まん防」適用	8/6 感染対策の目安のステージを「警戒（オレンジ）」へ	
8/10 夏の全国高校野球開幕	8/16 感染対策の目安のステージを「特別警戒（赤）」へ	
	8/17 感染者数過去最大の40人に	
	8/18 感染者数64人 2日連続で過去最多	
	8/19 感染者数80人 3日連続で過去最多 感染対策の目安のステージを「非常事態（紫）」へ	
	8/21 感染者数87人 過去最多	
	8/24 感染者数88人 過去最多	
	8/25 感染者数111人 過去最多	
8/27 緊急事態宣言8道県（北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島）を追加。 まん延防止等重点措置4県（高知、佐賀、長崎、宮崎）を追加。	8/27 まん延防止等重点措置の対象となる（9/12まで）。	
9/3 菅義偉首相、自民党総裁選（17日告示、29日開票）への不出馬を表明		

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
	9/12 まん延防止等重点措置解除	
	9/16 感染対策の目安のステージを「特別警戒（赤）」へ	
	9/26 感染者0 8月9日以来48日ぶり	
9/29 岸田文雄氏が第27代自民党総裁に選出	9/28 感染対策の目安のステージを「警戒（オレンジ）」へ	
9/30 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を全面解除		
10/4 岸田内閣発足		
	10/11 感染対策の目安のステージを「注意（黄）」へ	
11/27 新変異ウイルス「オミクロン株」変異株に指定	11/30 全世界からの外国人の新規入国原則停止	
	11/30 オミクロン株 日本初確認	
	12/1 医療従事者へのワクチン3回目接種開始	
12/24 モルヌピラビル 新型コロナの飲み薬として承認		12/20～ 医療従事者3回目接種
	12/31 1人感染確認 11/12以来の感染者確認	
2022（令和4年）		
1/1 沖縄235人（関連米軍）のコロナ感染確認 1日で過去最多		
1/3 東京103人感染確認 100人超えは10/8以来		
1/5 沖縄623人感染確認 600人超えは8/28以来	1/7 4人感染確認 オミクロン株疑い	
1/9～31 沖縄県、山口県、広島県に「まん延防止」適用	1/12 12人感染確認 9/24以来2桁の感染者数	
	1/13 22人感染確認	
	1/14 36人感染確認 感染対策の目安のステージを「警戒（オレンジ）」へ	
1/21～2/13 群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎に「まん延防止」適用	1/18 53人感染確認	1/19～21 外部の医療従事者へ3回目の接種
	1/25 県内142人感染 過去最多を更新	

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
2/2 東京で過去最多の2万1576人の感染確認	2/1 県内264人感染 過去最多を更新	2/2 職員1名陽性を確認 短期入所2/6まで休止 接触者22名にPCR検査実施し全員陰性を確認
2/5 和歌山に「まん延防止」適用(27日まで)		
2/9 上記13都県の「まん延防止」2/13までを3/6まで延長	2/9 県内264人感染 過去最多タイ	
	2/10 県内300人感染 過去最多を更新 感染対策の目安のステージを「特別警戒(赤)」へ	
	2/11 県内310人感染 過去最多を更新	
	2/12 高知県に「まん延防止」適用(3/6まで)	2/14 職員1名と利用者1名に陽性を確認。短期入所、生活介護、放課後デイ休止。
	2/17 県内感染者累計1万人超え	
	3/24 感染対策の目安のステージを「警戒(オレンジ)」へ	
5/9 大型連休、新幹線や高速道路の利用、コロナ前の7割余りまで回復 都道府県をまったく移動、コロナ感染拡大前の8割超に	5/10 県内366人感染 過去最多を更新	
5/12 オミクロン株の「BA.4」と「BA.5」国内初確認		5/16 職員1名、5/1に陽性を確認、接触者(利用者)18名に連絡し、希望者3名にPCR検査を実施
5/25 60歳以上の人など対象に4回目接種始まる。		
		6/3~12 1病棟入所者6名と職員6名が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認
		6/13~ 医療従事者等へ4回目接種開始
		6/29 感染終息、サービス提供再開
	7/12 県内344人感染 過去2番目の多さ	
	7/13 県内370人感染 過去最多を更新	
	7/16 県内427人感染 過去最多を更新	

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
	7/20～26 県内 704 人～963 人感染 過去最多を更新	
	7/29 感染対策の目安のステージを「特別警戒（赤）」へ	
	8/2 県内初の千人超え、1023 人感染 過去最多を更新	
	8/4～17 県内 1164 人～1875 人感染 過去最多を更新	
		8/8～ 入所者へ4回目接種開始
		8/9 1病棟入所者1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認
		8/14～ 2病棟職員（計4名）が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認
8/19 全国感染者過去最多 261,029 人 19 道県で最多	8/19 感染対応ステージを1番上の「非常事態」に	
8/21 岸田首相新型コロナに感染	8/23 県内 1958 人感染 過去最多を更新	
	8/24 県内 2031 人感染 過去最多を更新	
		8/30 3病棟職員1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認
		8/31 3病棟入所者9名と3病棟職員3名が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認（クラスター）
9/2 全数把握見直し運用開始		9/1～12 3病棟入所者25名と3病棟職員16名、他部署職員14名が新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認
9/8 療養期間短縮を決定		
	9/16 感染対応ステージを「特別警戒（赤）」へ「BA.5 対策強化宣言」も終了	
		9/21 3病棟利用者 解除
		9/22 3病棟看護課 解除
		9/23 3病棟支援課 解除
9/26 全数把握簡略化 全国一律開始		
	10/6 感染対応の目安のステージを「注意（黄）」へ	

全国の対応と動向	高知県の対応と動向	法人の対応
10/11 全国旅行支援開始		
10/28 オミクロン株の変異ウイルス「XBB (グリフォン)」初確認		
	11/17 対応目安5段階から6段階に変更 特別対策を2段階に分け「対策強化」 追加	
	11/28 対応の目安「警戒」に引き上げ	
	12/9 対応の目安「警戒強化」に引き上げ	
	12/21 対応の目安「対策強化」に引き上 げ	
12/21 全国感染者数 4ヶ月ぶりに20万 人超		
12/28 死者過去最多415人(一日の発表 として)		
12/29 死者過去最多更新420人		12/30~1/10 2病棟の職員4名と利用者 1名、3病棟の職員2名と利用者7名が新 型コロナウイルス感染症に感染しているこ とを確認
2023 (令和5年)		
		1/10 2病棟解除
		1/21 3病棟解除
	1/27 対応の目安「警戒強化」に引き下げ	
	2/15 対応の目安「警戒」に引き下げ	
	2/24 対応の目安「注意」に引き下げ	
3/13 マスク着用は、個人の判断による		
	3/29 対応の目安「感染観察」に引き下げ	
5/8 新型コロナウイルス感染症は、2類 感染症から5類感染症へ		

